

麻薬取扱いの手引き

(麻薬小売業者用)

令和6年3月

鹿児島県くらし保健福祉部薬務課

くらし保健福祉部関係機関

名称	郵便番号	所在地	電話番号
薬務課	890-8577	鹿児島市鴨池新町 10-1 (県庁 3F)	099-286-2804
指宿保健所	891-0403	指宿市十二町 301	0993-22-2172
加世田保健所	897-0001	南さつま市加世田村原二丁目 1-1	0993-53-2317
伊集院保健所	899-2501	日置市伊集院町下谷口 1960-1	099-273-2332
川薩保健所	895-0041	薩摩川内市隈之城町 228-1	0996-23-3167
出水保健所	899-0202	出水市昭和町 18-18	0996-62-1636
大口保健所	895-2511	伊佐市大口市里 53-1	0995-23-5106
始良保健所	899-5112	霧島市隼人町松永 3320-16	0995-44-7960
志布志保健所	899-7103	志布志市志布志町志布志二丁目 1-11	099-472-1021
鹿屋保健所	893-0011	鹿屋市打馬二丁目 16-6	0994-52-2113
西之表保健所	891-3192	西之表市西之表 7590	0997-22-0032
屋久島保健所	891-4311	熊毛郡屋久島町安房 650	0997-46-2024
名瀬保健所	894-8501	奄美市名瀬永田町 17-3	0997-52-5411
徳之島保健所	891-7101	大島郡徳之島町亀津 4943-2	0997-82-0149

目 次

I 麻薬の取扱い

第1	麻薬小売業者の免許	2
第2	譲受け・譲渡し	3
第3	管理・保管	6
第4	麻薬処方箋の受付	7
第5	帳簿の記載	7
第6	廃棄	12
第7	事故	14
第8	年間届	14
第9	麻薬小売業者間譲渡許可	15
第10	携帯輸出入	17
第11	麻薬小売業者の廃止手続き	17
第12	立入検査	18
第13	麻薬廃棄・事故フロー	19
第14	手続き・事務処理便覧	23

II Q & A

1 免許・許可・届出

Q 1	薬局が麻薬を取扱うには	26
Q 2	免許証を亡失又はき損した時は	26
Q 3	(1) 開設者が変わる時は	26
	(2) 薬局が移転する時は	26
	(3) 薬局を全面改築する時は	26
Q 4	薬局を廃止するときは	26
Q 5	麻薬の保管方法は	27

2 譲受け・譲渡し

Q 6	麻薬を購入（譲受け）する時は	27
Q 7	譲受証の書き方は	27
Q 8	他県の麻薬卸売業者から麻薬を購入できるか	27
Q 9	麻薬を他の病院等から借りることはできるか	28
Q 10	開設者が同じ場合、複数施設分まとめて購入できるか	28

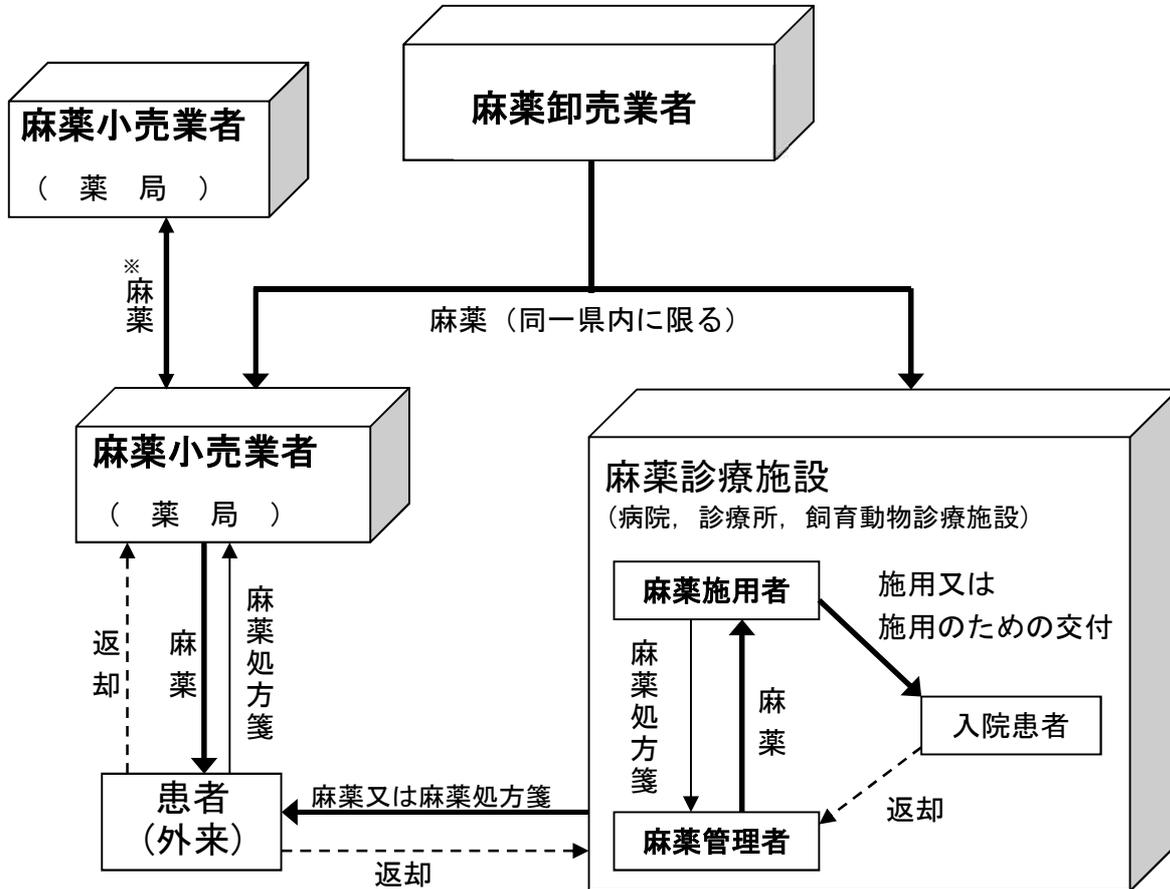
Q11	購入した麻薬のアンブルが割れていた時は	28
3 処方箋		
Q12	麻薬処方箋の記載内容と保存期間は	28
4 廃棄等		
Q13	(1) 古くなった麻薬の廃棄は	29
	(2) 乾燥し使用不能になった麻薬の廃棄は	29
Q14	(1) 注射筒に麻薬を詰めたが、途中で中止した。残りの麻薬は	29
	(2) 水剤の施用途中、患者が死亡した。残りの麻薬は	29
	(3) 外来患者が死亡し、家族が残りの麻薬を返納してきた。 処理方法は	29
5 事故		
Q15	(1) 麻薬（錠剤）を落とし、その一部がなくなった	30
	(2) 麻薬（散剤）が、飛び散ってしまった	30
	(3) 麻薬（注射）を注射筒に詰める時、落とし注射液が飛び散った	30
6 麻薬帳簿，その他		
Q16	麻薬注射液を 0.7mL 施用した。残りの麻薬は	30
Q17	在宅患者が死亡した。残りの麻薬は	30
Q18	他の病院に通院していた患者が持参した麻薬は	31
Q19	予製されたコデインリン酸塩散 1% の保管とその記載は	31
Q20	麻薬処方箋の疑義照会は	31
7 麻薬小売業者間譲渡許可関係		
Q21	令和 4 年 4 月 1 日以前に許可を取得した者も 90 日経過した麻薬は 譲渡・譲受可能なのか	31
Q22	規則 9 条の 2 第 1 項第 1 号イに該当する譲渡・譲受で、不足分を 上回る量の譲渡・譲受は可能か	31
Q23	代表者が他の麻薬小売業者全員の同意を得る方法	32
Q24	代表者を置いた場合、変更等の義務は代表者が負うのか	32
Q25	新たに麻薬小売業者を加えるときは、代表者のみで追加届を 届け出るとは可能か	32
Q26	有効期間満了後の麻薬小売業者間譲渡許可書について	32
Q27	麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬の「90 日経過した日」とは	32
Q28	譲渡証の日付と納品日が異なる場合、90 日を経過した日は	33
Q29	1 つの品名で、複数ロットある場合の譲渡について	33

- Q30 90日経過した麻薬を分割して複数の麻薬小売業者に譲渡できるか・・・33
- Q31 麻薬小売業者間譲渡許可で譲り受けた麻薬を再度、他の許可業者に
譲渡してよいか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- Q32 法第36条第2項で譲り受けた麻薬を他の業者に譲渡してよいか・・・33
- Q33 90日経過した麻薬を規則第9条の2第1項第1号イに基づき
譲渡する際、残部を同号ロに基づいて同一業者に譲渡できるか・・・・・・ 34
- Q34 麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬を開封したが、患者が取りに
来なかった場合、麻薬を譲り渡すことは可能か・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- Q35 規則9条の2第1項第1号ロにより譲渡・譲受を行う際、90日を
経過しているか確認すべきか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- Q36 麻薬小売業者間譲渡許可により譲り受けた麻薬と麻薬卸売業者から
受けた麻薬の保管の区別について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

Ⅲ 申請・届出様式，記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35～

I 麻薬の取扱い

麻薬診療施設・麻薬小売業者における麻薬の流れ



- (1) 麻薬の流通は原則一方通行で、これ以外の譲り渡しは出来ません。
(麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者間を除く)
- (2) 麻薬の所有者は麻薬業務所の開設者となります。
- (3) 麻薬管理者、麻薬施用者の免許は個人に与えられます。
- (4) 麻薬卸売業者、麻薬小売業者の免許は開設者に与えられます。

※薬局間は麻薬小売業者間譲渡許可となった麻薬小売業者同士のみ。

第 1 麻薬小売業者の免許

薬局で麻薬を調剤するには、麻薬小売業者の免許を取得する必要があります。

○麻薬小売業者とは、県知事の免許を受けて麻薬施用者※が発行した麻薬を記載した処方箋（以下、「麻薬処方箋」という。）に基づき調剤した麻薬を譲り渡すことを業とする者です。

※麻薬施用者：県知事の免許を受けて、疾病の治療の目的で、業務上麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬を記載した処方箋を交付する者（医師、獣医師、歯科医師）です。

無免許での麻薬の取扱いは重大な違反で、絶対にしてはいけません。
不明な点があれば、事前に必ず保健所（鹿児島市内は薬務課）に相談しましょう。

1. 免許の申請（麻薬及び向精神薬取締法（以下、「法」という。）第3条）

麻薬小売業者の免許申請を行う際は、次の書類等を提出する必要があります。

- ① 麻薬小売業者免許申請書
- ② 申請者の診断書（申請日から1ヶ月以内に作成されたもの）申請者が法人又は団体の場合、麻薬に関する業務を行う役員（以下、「役員」という。）全員の診断書
ア）合名会社：定款に別段の定めのないときは社員全員
イ）合資会社：定款に別段の定めのないときは無限責任社員全員
ウ）株式会社（特例有限会社を含む）：代表取締役及び「麻薬及び向精神薬取締法」の免許に係る業務を担当する取締役
エ）民法法人：理事全員
- ③ 法人又は団体の場合は、役員について明記している組織図
- ④ 新たに麻薬小売業者となる場合は、麻薬保管庫の設置場所及び当該麻薬保管庫の構造（鍵、ダイヤル式等）がわかるもの
- ⑤ 薬局開設許可証の写し
- ⑥ 麻薬免許申請手数料 4,000円（県収入証紙）

2. 免許の有効期間（法第5条）

免許の有効期間は、免許の日から翌々年の12月31日までです。（最長3年間）

有効期間満了後、継続して免許を取得する場合は、事前に免許継続の申請を行う必要があります（例年10月頃に一齐受付を行っています）。

3. 業務の廃止（法第7条）

免許の有効期間中に麻薬に関する業務を廃止したとき、又は薬局開設許可を廃止したときは、15日以内に「麻薬小売業者業務廃止届」に免許証を添えて、県知事に届け出なければなりません。（第11 麻薬小売業者の廃止手続き参照）

なお、開設者が死亡、又は法人が解散した場合は、相続人又は清算人等届出義務者が届け出なければなりません。

4. 免許証の返納（法第8条）

免許の有効期間が満了したとき、又は免許を取り消されたときは、15日以内に「麻薬小売業者免許証返納届」に免許証を添えて、県知事に返納しなければなりません。

5. 免許証の記載事項の変更（法第9条）

免許証の記載事項（住所、氏名、業務所の名称）に変更が生じたときは、15日以内に「麻薬小売業者免許証記載事項変更届」に免許証を添えて県知事に届出を行い、書き換

え交付を受けてください。麻薬小売業者間譲渡許可を取得している場合は、併せて「麻薬小売業者間譲渡許可変更届」に許可証を添えて県知事に届出を行い、書き換え交付を受けてください。(第9 麻薬小売業者間譲渡許可 2. 許可の変更参照)

ただし、業務所(薬局)の移転や開設者が変更、法人化する場合は、いったん業務を廃止し、新たに免許を取得する必要があります。

なお、地番変更や市町村の合併、分割などに伴う住所の変更についての届出は必要ありません。

6. 免許証の再交付(法第10条)

免許証をき損し、又は亡失したときは15日以内に「麻薬小売業者免許証再交付申請書」により、その事由を記載し、かつ、き損した場合にはその免許証を添えて県知事に免許証の再交付をしなければなりません。

なお、再交付の申請時に、手数料2,800円(県収入証紙)が必要です。

免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したときは、15日以内に「麻薬小売業者免許証返納届」に免許証を添えて、県知事に返納しなければなりません。

7. 麻薬小売業者役員変更届(法施行規則(以下、「規則」という。)第1条の4)

麻薬小売業者が法人又は団体である場合、役員に変更があったときは、「麻薬小売業者役員変更届」に新たな役員の診断書、組織図及び登記の謄本を添えて県知事に届け出てください。

第2 譲受け・譲渡し

1. 譲受け(法第26条, 第32条)

(1) 麻薬卸売業者からの譲受け

- ① 麻薬の購入先は、鹿児島県内の麻薬卸売業者に限られます。
- ② 譲受けの際は「麻薬譲渡証」及び「麻薬譲受証」の交換が必要です。麻薬譲受証をあらかじめ麻薬卸売業者に交付するか、あるいは麻薬譲渡証と同時交換でなければ麻薬を受け取ることはできません。
- ③ 麻薬譲受証には、免許番号、免許の種類、譲受人の氏名(法人にあつては名称、代表者の職名及び氏名)、麻薬業務所の所在地・名称、譲り受けようとする麻薬の品名・数量等必要事項を記載し、押印(法人にあつては代表者印又は麻薬専用印(他の用務と併用する印は認められません。ただし、覚醒剤原料の印を除く。))してください。

〈麻薬専用印の例〉

株式会社○
○薬局麻薬
専用之印

〈麻薬と覚醒剤原料を兼用する印の例〉

株式会社○○
薬局麻薬・覚
醒剤原料専用
之印

また、余白部分には、斜線を引くか又は「以下余白」と記載してください。

(麻薬譲受証記載例) 法人開設：名称及び代表者名を記載し、法人印等を押印
個人開設：開設者名を記載し、私印を押印

麻 薬 譲 受 証				年 月 日	
譲受人の免許証の番号	第 △△△ 号	譲受人の免許証の種類	麻薬小売業者		
譲受人の氏名(法人にあつては、名称)	株式会社 鹿児島県薬局 代表取締役 鹿児島 太郎 印				
譲受人が麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者の場合は、当該施設において麻薬を管理する麻薬管理者、麻薬施用者、麻薬研究者	免許証の番号	第 号	氏名	印	
麻 薬 業 務 所	所 在 地	鹿児島市〇〇町〇〇番〇〇号			
	名 称	鹿児島県薬局			
品 名	容 量	筒数	数量	備考	
MSコンチン錠30mg	100錠	1	100錠		
アンペック坐剤10mg	50個	2	100個		
フェントステープ1mg	7枚	1	7枚		

④ 麻薬譲受証は、麻薬小売業者の責任において作成してください。

⑤ 譲り受ける際は、麻薬卸売業者の立会いの下に、

◎ 麻薬譲渡証の記載事項及び押印等に不備はないか。

◎ 麻薬譲渡証の品名、数量、製品番号と現品が相違しないか。

数量の確認は必ずしも開封して行う必要はありませんが、実際に使用する段階で開封した時には数量を確認し、不足、破損等を発見した場合は、麻薬小売業者が麻薬事故届を県知事に提出してください。

◎ 麻薬の容器には証紙による封かんがなされているか。

を確認してください。

両者立会いで証紙を開封し麻薬の破損等を発見した場合は、麻薬小売業者が麻薬譲渡証を返し、麻薬卸売業者から麻薬譲受証の返納を受け、譲渡の対象となった麻薬を麻薬卸売業者が持ち帰ることになりますが、この場合、麻薬卸売業者が麻薬事故届を提出することになります。郵送等により両者立会なしに麻薬を譲り受けた後に破損等を発見した場合は、麻薬小売業者が「麻薬事故届」を提出することになります。

⑥ 麻薬譲渡証の保存は交付を受けた日から2年間です。麻薬譲渡証を万一紛失又はき損した場合は、理由書(き損した場合は、麻薬譲渡証を添付)を取引のあった麻薬卸売業者に提出し、再交付を受けてください。

なお、紛失した麻薬譲渡証を発見したときは、速やかに麻薬卸売業者に返納してください。

⑦ 麻薬小売業者が離島にある場合等は、麻薬を麻薬卸売業者から書留便等の郵送により譲り受けることは差し支えありません。麻薬卸売業者の業務所に直接出向いて麻薬を購入することは、事故等を生じやすいのでできるだけ避けてください。緊急時やむを得ず直接出向いて麻薬を購入するときは特に注意し、必ず互いに麻薬取扱者免許証等を提示して身分確認を行ってください。

(2) 麻薬卸売業者以外からの譲受け

① 麻薬の交付を受けた患者、又は患者の家族から不要になった麻薬を譲り受けるとき。その場合、譲り受けた麻薬をその都度、若しくはある程度まとまった段階で、管

理薬剤師が他の従事者の立会いの下で廃棄し、廃棄後 30 日以内に「調剤済麻薬廃棄届」を県知事に提出してください。（第 6 廃棄参照）

- ② 免許が失効した麻薬小売業者等から 50 日以内に譲り受けるとき。（3. 業務廃止に伴う譲渡し等参照）
- ③ 共同で麻薬小売業者間譲渡許可を取得した麻薬小売業者から譲り受けるとき。（第 9 麻薬小売業者間譲渡許可参照）

2. 譲渡し（法第 24 条, 第 25 条）

麻薬小売業者は、麻薬処方箋の交付を受けた者に対し、その処方箋により調剤した麻薬を交付する以外に麻薬を譲り渡すことはできません。また、麻薬卸売業者へ返品することもできません。（共同で麻薬小売業者間譲渡許可を取得した麻薬小売業者に譲り渡す場合は除く。）

薬局、病院、診療所等の間の麻薬の貸し借りは絶対にしてはいけません。譲渡・譲受違反となります。（同一開設者が開設する薬局間においても同様です。）

麻薬小売業者は、患者の病状等の事情により、患者が麻薬を受領することが困難と認める場合には、麻薬処方箋の交付を受けた患者又はその看護に当たる家族等の意を受けた患者の看護に当たる看護師、ホームヘルパー、ボランティア等に麻薬を手渡すことができます。その際、不正流通等防止のため、看護師、ホームヘルパー、ボランティア等が患者等の意を受けた者であることを書面、電話等で確認してください。

さらに、患者が交付された麻薬を指示どおり服薬していることを、患者又は患者の家族等を通じて随時確認してください。

また、麻薬注射剤を患者に交付するときで、患者又は患者の看護に当たる家族等に直接手渡す際には、薬液を取り出せない構造で麻薬施用者が指示した注入速度（麻薬施用者が指示した量及び頻度の範囲内で患者が痛みの程度に応じた追加投与を選択できる「レスキュー・ドーズ」として注入できる設定を含む。）を変更できないものにしてください。ただし、患者等の意を受け、さらに麻薬施用者から医療上の指示を受けた看護師が患者宅へ麻薬注射剤を持参し、患者に施用を補助する場合（麻薬小売業者が患者宅へ麻薬注射剤を持参し、麻薬施用者から医療上の指示を受けた看護師に手渡す場合を含む。）はこの限りではありません。

なお、麻薬小売業者が患者等の意を受けた看護師等に麻薬を手渡した時点で、患者へ麻薬を交付したことになります。

3. 業務廃止に伴う譲渡し等（法第 7 条, 第 36 条）

(1) 届出

薬局の開設者は、その薬局が麻薬小売業者でなくなった場合、15 日以内に「残余麻薬届」により、現に所有する麻薬の品名、数量を県知事に届け出なければなりません。

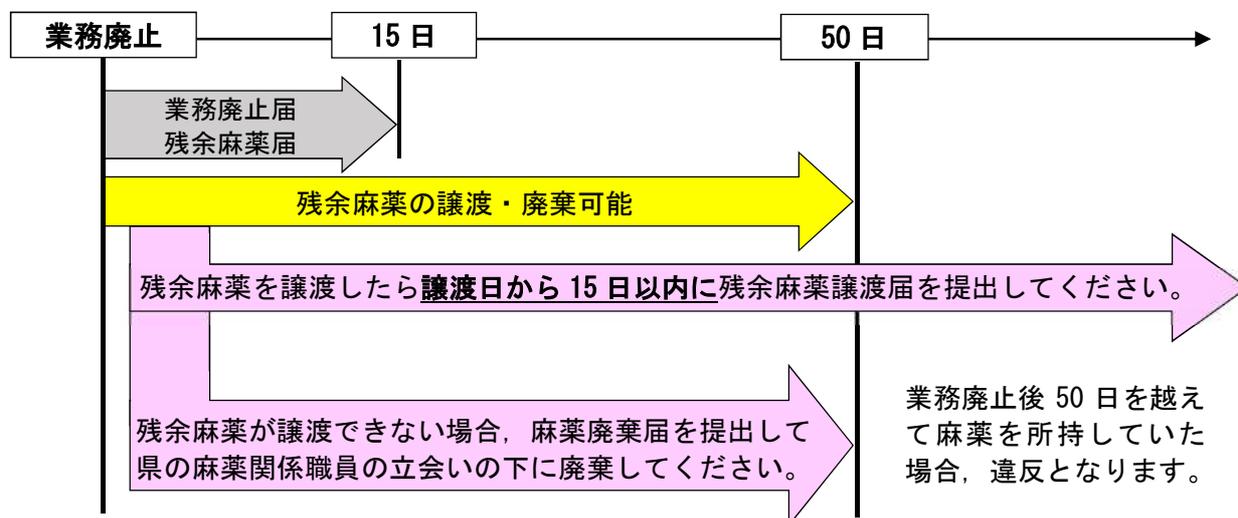
- 例) ・ 薬局を廃止又は移転した場合
- ・ 麻薬の取扱いをやめる場合
 - ・ 開設者を変更、解散した場合（個人から法人、法人の解散等）
 - ・ 薬局の開設者が死亡した場合（相続人等の届出義務者が届け出る） 等

(2) 譲渡し

麻薬小売業者でなくなったときは、所有する麻薬を麻薬小売業者でなくなった日から 50 日以内に限り、県内の麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡すことができます。この場合、譲渡した日から 15 日以内に「残余麻薬譲渡届」を県知事に届け出なければなりません。

なお、麻薬が譲渡できない場合は、麻薬小売業者でなくなった日から 50 日以内に「麻薬廃棄届」を県知事に提出して、県の麻薬関係職員の立会いの下に全て廃棄してください。(第 6 廃棄参照)

薬局の開設者が死亡した場合、相続人等の届出義務者が同様に届け出なければなりません。



第 3 管理・保管 (法第 34 条)

- (1) 麻薬小売業者は、その業務所における麻薬の譲受け、保管、交付等の管理を薬剤師である麻薬小売業者（薬局開設者）が自ら行うか、若しくは管理薬剤師に行わせる必要があります。
- (2) 麻薬小売業者が所有する麻薬は、薬局内に設けた鍵をかけた堅固な設備内に保管しなければなりません。
なお、「鍵をかけた堅固な設備」とは、麻薬専用の固定した金庫又は容易に移動できない金庫（重量金庫）で、施錠設備のあるものをいいます。手提げ金庫、スチール製のロッカー、事務機の引き出し等は麻薬の保管庫とはなりません。
- (3) 麻薬の保管庫の設置場所は、薬局、調剤室、薬品倉庫のうち、盗難防止を考慮し、人目につかず、関係者以外の出入がない場所を選ぶことが望まれます。
- (4) 麻薬保管庫は、麻薬専用としてください。麻薬以外の他の医薬品、現金及び書類等と一緒に入れることはできません。（麻薬の出し入れを頻回に行う施設等にあつて、1 日の間の麻薬の出し入れを管理するための書類を除く。）
- (5) 麻薬保管庫は、出し入れのとき以外は必ず施錠し、鍵を麻薬保管庫につけたままにしないでください。
- (6) 定期的に帳簿残高と在庫現品を照合し、在庫の確認を行ってください。

第 4 麻薬処方箋の受付 (法第 27 条第 6 項)

(1) 麻薬処方箋の記載事項

- ① 患者の氏名, 年齢 (又は生年月日), 住所
- ② 麻薬の品名, 分量, 用法用量
- ③ 処方箋の使用期間 (有効期間)
- ④ 処方箋の発行年月日
- ⑤ 麻薬施用者の記名押印又は署名
- ⑥ 麻薬施用者免許証番号
- ⑦ 麻薬診療施設の名称, 所在地

①患者の住所及び⑥麻薬施用者の免許証番号については、一般の処方箋にはない項目ですので、麻薬処方箋を受け付ける場合は、必ず当該項目が記載されていることを確認してください。

(2) ファクシミリによる処方箋の取り扱いについて

ファクシミリにより送信された麻薬処方箋の処方内容に基づき麻薬の調剤等を開始することは、一般薬と同じようにできません。後刻、実物の麻薬処方箋を受領し、内容を確認してから麻薬を交付してください。(患者が受け取りに来ない場合、調剤前の麻薬として再利用できます。また、液剤等で再利用できず廃棄する場合は事前に麻薬廃棄届を県知事に提出してください。)

(3) 不備又は不審な処方箋の取り扱い (薬剤師法第 24 条)

処方箋中に疑義がある場合、処方箋を交付した医師等に問い合わせ、疑義を確認した後でなければ、調剤できません。処方箋をカラーコピーして偽造し薬局に持ち込むといった事件が発生しており、注意が必要です。

(4) 麻薬処方箋の保存 (薬剤師法第 27 条)

薬局開設者は、一般の処方箋と同様に、当該薬局で調剤済みとなった日から 3 年間保存してください。麻薬処方箋を一般の処方箋と分けて保存すると便利です。

(5) 慢性疼痛に対する医療用麻薬の使用について

患者から麻薬処方箋とともに確認書の提示を受け調剤してください。確認書が確認できない場合には、処方医が講習を終了した医師であることを確認した上で調剤してください。

※慢性疼痛患者に用いることのできる医療用麻薬 (令和 6 年 1 月末現在)

- | | |
|----------------|-----------------|
| ・ オキシコンチン TR 錠 | ・ デュロテップ MT パッチ |
| ・ フェントステープ | ・ ワンデュロパッチ |

(6) 大麻取締法の改正により、大麻草から製造された医薬品の施用が可能となり、大麻及びその成分である THC (テトラヒドロカンナビノール) については、麻向法における麻薬の一つとして位置づけられました。

これにより、大麻草から製造された医薬品 (THC を含有するもの) は、麻薬として、麻向法の免許制度の下で、適正に管理、流通及び施用されることとなります。

第 5 帳簿の記載 (法第 38 条)

1. 帳簿の記載

麻薬小売業者は、その薬局に帳簿を備え、次の事項を記載しなければなりません。

- ① 譲り受けた麻薬の品名, 数量及びその年月日
- ② 譲渡した麻薬 (コデイン, ジヒドロコデイン, エチルモルヒネ及びこれらの塩類は

- 除く。)の品名, 数量及び年月日
- ③ 廃棄した麻薬の品名, 数量及びその年月日(届出年月日については, 備考欄に記載)
 - ④ 事故届を提出した場合は, 届け出た麻薬の品名, 数量及び事故年月日(届出年月日については, 備考欄に記載)

2. 帳簿記載上の注意事項

- ① 帳簿は品名, 剤型, 規格別に口座を設けて記載してください。
例えば, 麻薬の原末から10%散を予製した場合には, 10%散の口座を新たに作成して記載してください。

(帳簿様式例)

品名				単位	
年月日	受入	払出	残高	備考	

- ② 帳簿の形式としては, 金銭出納簿形式のものが便利です。
なお, 脱着式(ルーズリーフ等)の帳簿を使用しても差し支えありません。
- ③ 帳簿の記載には, 万年筆, サインペン, ボールペン等の字が消えないものを使用してください。
- ④ 麻薬の受け払い等をコンピュータを用いて処理し, 帳簿とする場合は, 帳簿に県の麻薬関係職員の立会署名等を必要とすることもありますので, 原則として定期的に出力された印刷物を1か所に整理し, 立入検査等の際に提示できるようにしてください。
- ⑤ 帳簿の訂正は, 訂正すべき事項を2本線等により判別可能なように抹消し, その脇に正しい数字等を書いてください。訂正した箇所に管理者等の訂正印を押してください。修正液や修正テープは使用しないでください。

3. 記載の方法

譲り受け又は譲り渡しがあった都度記載することが原則です。記載内容等は次の事項にしたがって記入してください。

- ① 麻薬卸売業者からの譲受け
麻薬の受入年月日は, 譲渡証に記載された年月日としてください。このほか, 備考欄には, 購入先の麻薬卸売業者の名称及び製品の製品番号を記載してください。また, 譲渡証の日付と納品日(到着日)が異なる場合, 納品日(到着日)を備考欄に記載してください。
- ② 患者等からの譲受け
患者に一旦交付された麻薬を患者又は患者の家族等から譲り受けた場合には, 廃棄することとし, 帳簿の受入欄に受入数量を()書きで記載し, 残高には加えず備考欄に麻薬を譲り受けた相手の氏名及び廃棄年月日, 調剤済麻薬廃棄届出年月日を記載し, 廃棄の立会者が署名又は押印してください。
また, 同じ日に複数の患者から返却があった場合には, 個々に返却された数量が分かるよう記載してください。
なお, 廃棄する麻薬の記録については, 補助簿(廃棄簿)(帳簿記載例2参照)を作成して記載すると便利です。

③ 麻薬処方箋による譲り渡し

麻薬処方箋により調剤された麻薬を譲渡した患者の氏名を備考欄に記載してください。(コデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びこれらの塩類は、受入の数量、年月日を記載するのみで、患者への個々の払出しについては記載する必要はありません。)

④ 麻薬廃棄届による廃棄

事前の麻薬廃棄届により調剤前の麻薬を廃棄した場合には、廃棄した年月日を記載するとともに、払出欄に廃棄した麻薬の数量を記載してください。また、備考欄に届出年月日を記載するとともに、廃棄立会者の記名押印又は署名を受けてください。

⑤ 麻薬小売業者間譲渡許可による譲受け・譲渡し

麻薬小売業者間譲受け・譲渡しの相手方の名称を備考欄に記載してください。

⑥ 慢性疼痛患者へのフェンタニル経皮吸収型製剤等の交付

慢性疼痛緩和の目的でフェンタニル経皮型吸収製剤等を払い出す際には、麻薬帳簿の備考欄に、「」などと記載することにより、慢性疼痛緩和の目的での受け払いであることを明確にしてください。

4. その他

定期的に帳簿残高と在庫現品との確認をすることが必要です。

なお、アヘンチンキ等の自然減量及びモルヒネ原末等の秤量誤差については、帳簿にその旨記載し、備考欄に立会人が署名又は記名押印してください。

麻薬小売業者は、帳簿を、最終の記載の日から2年間保存しなければなりません。

(帳簿記載例1)

品名	MSコンチン錠 10mg			単 位	錠
	受 入	払 出	残 高		
R5. 7. 6			10		前帳簿から繰越し
R5. 7. 6	10		20		○△薬局から譲受 (※1)
R5. 7. 6		20	0		桜島 太郎
R5. 7. 7	100		100		〇〇会社△△支店から購入 製品番号 123456 (R5. 7. 9 到着) (※2)
R5. 7. 10		28	72		薬務 花子
R5. 7. 11		14	58		薩摩 次郎
R5. 7. 15	(10)		58		屋久島一郎の家族から返納 R5. 7. 16 廃棄 立会者署名又は押印 R5. 7. 25 調剤済麻薬廃棄届提出 (※3)
R5. 7. 18		20	38		期限切れにより廃棄 R5. 7. 9 麻薬廃棄届提出 県の職員の立会者記名押印又は署名 (※4)

R5. 7. 20		1	37	所在不明 R5. 7. 20 麻薬事故届提出 (※5)
-----------	--	---	----	--------------------------------

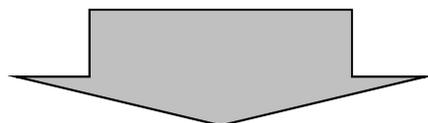
- ※1 麻薬小売業者間譲渡許可を受けている場合に限りです
- ※2 麻薬卸売業者から麻薬を譲り受けた場合
- ※3 患者の家族から返納を受けた麻薬を廃棄した場合
- ※4 事前の麻薬廃棄届により廃棄する場合
- ※5 事故が発生した場合

(帳簿記載例2) 補助簿(廃棄簿)の記載例

受入 年月日	品名	受入 (廃棄) 数量	患者名	廃棄 年月日	立会人 氏名・印	調剤済麻薬 廃棄届提出 年月日	備考 (廃棄理由)
R5. 8. 2	MS コンチン錠 10mg	8錠	鹿児島太郎	R5. 8. 2	〇〇〇〇 印	R5. 8. 20	処方変更
R5. 8. 6	MS コンチン錠 10mg	14錠	麻薬花子	R5. 8. 6	〇〇〇〇 印	R5. 8. 20	患者死亡
R5. 8. 9	モルヒネ塩酸塩水剤	20mL	南薩次郎	R5. 8. 9	〇〇〇〇 印	R5. 8. 20	患者死亡

(帳簿記載例3) コデインリン酸塩の10%散を予製した場合

品名	コデインリン酸塩(原末)			単位	g
年月日	受入	払出	残高	備考	
R5. 9. 1	5		5	〇〇会社△△支店から購入 製品番号 098765	
R5. 9. 2		2	3	10% 20g 調整	
R5. 9. 3		3	0	1% 300g 調整	
R5. 9. 4	5		5	〇〇会社△△支店から購入 製品番号 098766	
R5. 10. 5		2	3	10% 20g 調整	



新たに「コデインリン酸塩散(水)10%」及び「コデインリン酸塩散(水)1%」の口座を設けること。

品名	コデインリン酸塩散(水)10%			単位	g
年月日	受入	払出	残高	備考	
R5. 9. 2	20		20	原末から調整	
R5. 9. 30		18	2	在庫確認 麻薬年間届提出済 (R5. 10. 16)	
R5. 10. 4		1	1		

R5. 10. 5	20		21	原末から調整
-----------	----	--	----	--------

品 名	コデインリン酸塩散(水) 1%			単 位	g
年 月 日	受 入	払 出	残 高	備 考	
R5. 9. 3	300		300	原末から調整	

(注)コデインリン酸塩, ジヒドロコデインリン酸塩, エチルモルヒネ塩酸塩の10%散(水), 1%散(水)を予製する場合, それらの口座については, 受入の数量, 年月日を記載するのみで個々の払出しについては記載する必要はありません。

(帳簿記載例4)

A, B, Cの3薬局での麻薬小売業者間での譲渡を行った場合

○A薬局における麻薬帳簿

品 名	オキシコンチンTR錠 20mg			単 位	T
年 月 日	受 入	払 出	残 高	備 考	
R5. 3. 25		30	10	高橋二郎	
R5. 4. 1		10	0	鈴木三郎	
R5. 4. 1	40		40	B薬局から譲受 施行規則第9条の2第1項第1号口 製品番号: A1111 使用期限: 2025. 3. 31	
R5. 4. 1		20	20	鈴木三郎	
R5. 5. 1		10	10	山本一郎	
R5. 5. 1	20		30	B薬局から譲受 施行規則第9条の2第1項第1号イ 製品番号: A1111 使用期限: 2025. 3. 31	
R5. 5. 1		30	0	田中太郎	
R5. 5. 2	100		100	○○薬品□□支店(製品番号: A1234)	
R5. 9. 1		70	30	C薬局へ譲渡 施行規則第9条の2第1項第1号口 製品番号: A1234 使用期限: 2025. 12. 31	

○A薬局の補助簿(麻薬小売業者間譲渡用)

年 月 日	受 入 (譲受)	払 出 (譲渡)	品 名	相手方薬局
R5. 4. 1	40錠		オキシ ンチン TR錠 20 mg	B薬局から譲受: 施行規則第9条の2第1項第1号イ 製品番号: A1111 使用期限: 2025. 3. 31

R5. 4. 20		5枚	デュロテ ップMT パッチ 4.2mg	C薬局へ譲渡： 施行規則第9条の2第1項第1号イ 製品番号：B222 使用期限：2025. 7. 31
R5. 5. 1	20錠		オキシコ ンチンT R錠 20m g	B薬局から譲受： 施行規則第9条の2第1項第1号イ 製品番号：A1111 使用期限：2025. 3. 31
R5. 9. 1		70錠	オキシコ ンチンT R錠 20m g	C薬局へ譲渡： 施行規則第9条の2第1項第1号ロ 製品番号：A1234 使用期限：2025. 12. 31

○B薬局における麻薬帳簿

品名	オキシコンチンTR錠 20mg			単位	T
年月日	受入	払出	残高	備考	
R5. 7. 1	100		110	〇〇薬品〇〇支店（製品番号：A1111）	
R5. 9. 1		10	100	山田花子	
R5. 4. 1		40	60	A薬局へ譲渡 施行規則第9条の2第1項第1号ロ 製品番号：A1111 使用期限：2025. 3. 31	
R5. 4. 5		30	30	田中幸子	
R5. 5. 1		20	10	C薬局へ譲渡 施行規則第9条の2第1項第1号イ 製品番号：A1111 使用期限：2025. 3. 31	

(帳簿記載例5)

慢性疼痛患者へフェンタニル経皮吸収型製剤を交付した場合

品名	フェンタニル経皮吸収型製剤 「〇〇〇」2.1mg			単位	枚
年月日	受入	払出	残高	備考	
R5. 9. 21			15	前帳簿から繰り越し	
R5. 9. 22		3	12	大島 紬	
R5. 9. 25		5	7	大隅 次郎 (慢)	

第6 廃棄 (法第29条, 第35条第2項)

麻薬を廃棄する場合は、調剤前後で手続きが異なりますので、下表を参考に手続きを行っ

てください。(麻薬廃棄についてのフロー図 P. 19~P. 22 参照)

廃棄の方法は、焼却、放流、酸・アルカリによる分解、希釈、他の薬剤との混合等、麻薬の回収が困難な方法によって行ってください。(坐薬は湯で溶解し、液体洗剤と混ぜるとよい。)

貼付剤については、施用後(貼付途中で剥がれたものを含む。)のものは通常の廃棄物として適切に処理してください。

廃棄方法が不明な場合は、医薬品製造販売会社に確認するか、最寄りの県の保健所に確認してください。

※麻薬廃棄届と調剤済麻薬廃棄届について

区 分	麻薬廃棄届	調剤済麻薬廃棄届
どんな麻薬を廃棄するのか	調剤された麻薬以外の麻薬 例) 所有する麻薬が陳旧、変質、破損、汚染、調剤過誤等の理由で譲渡又は使用できなくなった麻薬 所有する麻薬で使用の見込みがなく不要な麻薬 業務廃止、開設者死亡等に伴い不要となった麻薬 等	調剤された麻薬 例) 患者の症状変化に伴い、服用困難、処方変更等による場合 患者又は家族等から返却された麻薬 等
麻薬の廃棄執行者	開設者又は管理薬剤師等	開設者又は管理薬剤師等
誰の立会いで廃棄するのか	保健所(鹿児島市内は薬務課)職員	当該麻薬小売業者の他の薬剤師又は職員
手続き方法	廃棄しようとするときは、 <u>あらかじめ</u> 届け出て、保健所(鹿児島市内は薬務課)と廃棄日時を調整する。	廃棄した日から 30 日以内 に届け出る。(30 日以内であれば、複数の廃棄をまとめて一つの届出書で提出して差し支えありません。)

注1 患者等から返却された麻薬が、他の麻薬小売業者、医療機関から交付されたものであっても返納を受け入れ、廃棄することができます。その場合、麻薬帳簿に記帳しなければなりません。また、返納を受けた麻薬を麻薬小売業者で取り扱っていない場合は、麻薬帳簿に当該麻薬の口座を新たに設ける必要があります。

注2 在宅医療等により交付された麻薬で、連続注入器(IVH、ディスプレイサブルタイプの連続注入器)に混入された麻薬が返納された場合は、調剤済麻薬廃棄届の提出は不要ですが、この場合でも、施用残に伴う廃棄として帳簿に記載する必要があります。

第 7 事 故 (法第 35 条)

麻薬小売業者が所有している麻薬が、滅失、盗取、破損、流出、所在不明その他の事故が生じたときは、速やかにその麻薬の品名及び数量その他事故の状況を明らかにするために必要な事項を「麻薬事故届」により県知事に届け出なければなりません。

〈留意事項〉

- ① 麻薬を盗取された場合には、速やかに警察にも届け出てください。
- ② 麻薬事故届を提出した場合には、麻薬帳簿の備考欄にその旨記載し、麻薬事故届の写しを保管してください。
- ③ アンプル注射剤の事故に伴い、廃棄する必要がある場合、麻薬事故届にその経過を詳細に記入することで麻薬廃棄届、調剤済麻薬廃棄届の提出は必要ありません。
- ④ 麻薬小売業者間譲渡許可による譲受け・譲渡しにおいて、麻薬の交付時までに破損等が確認された場合は、譲渡側の麻薬小売業者において事故届を提出することとし、交付後に破損等が確認された場合は、譲受側の麻薬小売業者において事故届を提出してください。

第 8 年間届 (法第 47 条)

麻薬小売業者は、毎年 11 月 30 日までに、次の事項を「麻薬年間届」により県知事に届け出なければなりません。

- ① 前年の 10 月 1 日に所有していた麻薬の品名、数量
- ② 前年の 10 月 1 日からその年の 9 月 30 日までの間に譲り渡し、又は譲り受けた麻薬の品名、数量
- ③ その年の 9 月 30 日に所有していた麻薬の品名、数量

〈留意事項〉

- ① 麻薬小売業者において所有する麻薬で、1 年間使用しなかった麻薬についても報告してください。また、1 年間麻薬を所有又は使用していない麻薬小売業者についてもその旨を報告してください。
- ② 麻薬年間届の記載は、同じ品名のもので含有量、剤型が異なれば、別品目として記載してください。
- ③ 麻薬小売業者間譲渡許可に基づく譲受、譲渡があった場合は、その内数を備考欄に記入してください。
- ④ 麻薬廃棄届により廃棄した数量及び事故のあった数量を備考欄に記載してください。調剤済麻薬廃棄届により廃棄した数量は備考欄には記載する必要はありません。
- ⑤ 麻薬年間届を提出後、報告事項に誤りを発見した場合は、別途「麻薬年間届訂正願」を提出してください。
- ⑥ その他詳細は、61、62 ページを参照してください。

第9 麻薬小売業者間譲渡許可（法第24条第12項第1号）

麻薬小売業者間譲渡許可を取得した麻薬小売業者（以下、「許可業者」という。）は、一定の条件の下、共同で許可を取得した麻薬小売業者間で相互に麻薬を譲渡・譲受できます。

なお、いずれの麻薬小売業者も当該免許にかかる麻薬業務所の所在地が鹿児島県にある必要があります。

1. 許可申請（規則第9条の2）

2以上の麻薬小売業者は、以下に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、共同して、麻薬小売業者間譲渡許可を申請することができます。

(1) いずれの麻薬小売業者も、次に掲げる場合に限り、麻薬を譲り渡そうとする者であること。

- ① 共同して申請する他の麻薬小売業者が、その在庫量の不足のため麻薬処方箋により調剤することができない場合において、当該不足分を補足する必要があると認めるとき
- ② 麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬であって、その譲受けの日から90日を経過したものを保管しているとき、又は麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、その一部を法第24条第11項若しくは第12項の規定に基づき譲り渡した場合において、その残部であって、その譲渡しの日から90日を経過したものを保管しているとき

(2) いずれの麻薬小売業者も、当該免許に係る麻薬業務所の所在地が県内にあること。

2. 許可の変更（規則第9条の2第6項）

許可の有効期間内に次の事項に該当するときは、速やかに「麻薬小売業者間譲渡許可変更届」に麻薬小売業者間譲渡許可書を添えて、県知事に届け出てください。

- ・ 許可業者のいずれかに係る麻薬小売業者の免許が失効したとき。
- ・ 許可業者のいずれかが麻薬小売業者間譲渡を行わなくなったとき
- ・ 開設者の氏名、住所もしくは薬局の名称に変更を生じたとき（ただし、開設者が変わる場合は新たに許可を受ける必要があります。）
- ・ 麻薬小売業者を代表する者を変更したとき

3. 許可の追加（規則第9条の2第7項、第8項）

許可の有効期間内に、当該許可業者以外の麻薬小売業者を新たに加えるときは、事前に、「麻薬小売業者間譲渡許可申請者追加届」に麻薬小売業者間譲渡許可書を添えて、県知事に届け出てください。

4. 許可書の再交付（規則第9条の2第10項）

許可書をき損し、又は亡失したときは、「麻薬小売業者間譲渡許可書再交付申請書」にその理由を記載し、かつ、き損した場合にはその許可書を添えて県知事に許可書の再交付を申請することができます。

許可書の再交付を受けた後、亡失した許可書を発見したときは、「麻薬小売業者間譲渡許可書返納届」に許可書を添えて、県知事に返納しなければなりません。

5. 許可書の返納（規則9条の2第11項）

次の事項に該当する場合は速やかに「麻薬小売業者間譲渡許可返納届」に麻薬小売業者間譲渡許可書を添えて届け出て、麻薬小売業者間譲渡許可書を返還してください。

- ・ 全ての許可業者が麻薬小売業者間譲渡を行わなくなったとき
- ・ 全ての許可業者の麻薬小売業者の許可が失効したとき

※ 有効期間の満了等により、効力を失った麻薬小売業者間譲渡許可書は返還する必要ありません。許可を受けた日から5年間保存してください。

6. 譲渡・譲受

許可業者間で麻薬の譲渡・譲受を行う場合は、次の点にご留意ください。

- ① 他の許可業者に麻薬を譲り渡す場合は、麻薬処方箋の写し（麻薬の在庫不足により、急な麻薬処方箋に対応できない場合の譲渡・譲受に限る。）及び譲受人が作成した譲受確認書の交付を受けた後又はこれと引換えに麻薬を交付し、同時に、自らが作成した譲渡確認書を譲受人に交付してください。
- ② ①により交付を受けた麻薬処方箋の写し（麻薬の在庫不足により、急な麻薬処方箋に対応できない場合の譲渡・譲受に限る。）及び譲受確認書又は譲渡確認書は、交付を受けた日から2年間保存してください。
- ③ 譲渡・譲受を行う場所は、事故の未然防止の観点から適切と考える場所で行ってください。
- ④ 麻薬の運搬については、それぞれの管理薬剤師又はその管理の下で業務に従事する者が行うこととし、配送業者や麻薬卸売業者等が行うことのないようにしてください。
- ⑤ 麻薬の交付を行う際は、譲渡側・譲受側の許可業者の双方が立ち会い、品名・数量、破損等の有無を直接確認してください。
- ⑥ 麻薬の交付時までに破損等が確認された場合は、譲渡側の許可業者において事故届を提出してください。交付後に破損等が確認された場合は、譲受側の許可業者において事故届を提出してください。
- ⑦ 麻薬小売業者間譲渡により譲り受けた麻薬は、麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬と区別して麻薬保管庫内に保管し、識別できる状態にしてください。
- ⑧ 譲渡側の許可業者は、譲受側の許可業者が受領した麻薬処方箋に基づく予製行為を行うことはできません。

7. 記録

許可業者間で麻薬の譲渡・譲受を行った場合は、その年月日、品名、数量等について麻薬帳簿に記載してください。また、「備考欄」譲渡・譲受の相手の名称を併せて記載してください。詳細は11、12ページを参照してください。

8. 報告

許可業者間で麻薬の譲渡・譲受を行った場合は、その品名及び数量について、麻薬年間届の備考欄に内数として記入してください。

9. 許可の有効期間（規則第9条の2第4項）

許可の有効期間は、許可を受けた日から翌々年の12月31日までです。（最長3年）

有効期間満了後も麻薬小売業者間譲渡許可を必要とする場合は、事前に免許継続の申請を行う必要があります（例年10月頃に一斉受付を行っています）。

第 10 携帯輸出入 (法第 13 条, 第 17 条)

患者が、自己の疾病の治療の目的で、麻薬を携帯して輸入若しくは輸出する場合は、事前に、次の事項を記載した申請書に疾病名、治療経過及び麻薬の施用を必要とする旨を記載した医師の診断書を添えて九州厚生局長に提出し、あらかじめ許可を受ける必要があります。

- ① 申請者の氏名、住所
- ② 携帯して輸入し、又は輸出しようとする麻薬の品名及び数量
- ③ 入国し、又は出国する理由
- ④ 麻薬の施用を必要とする理由
- ⑤ 入国又は出国の期間
- ⑥ 入国又は出国の港

麻薬を服用中の患者から問い合わせがあった場合、速やかに九州厚生局麻薬取締部へ直接連絡するように指導してください。

連絡先

九州厚生局麻薬取締部

T E L : 092-472-2331 F A X : 092-472-2336

なお、渡航先においては日本と異なる法規制を行っている場合があります。当該国への麻薬等の携帯輸入若しくは当該国からの携帯輸出の可否等不明な点がありましたら、各国の在日大使館等にお問い合わせいただき、事前に許可等が必要な場合には、その許可等取得の手続きについても併せて問い合わせ、トラブル等の発生のないよう留意してください。

第 11 麻薬小売業者の廃止手続き (法第 7 条)

1. 麻薬小売業者でなくなる事例

以下の事項があります。

- ① 薬局を廃止又は移転するとき
- ② 麻薬の取扱いをやめるとき
- ③ 薬局の開設者を変更するとき

2. 麻薬小売業者の廃止に伴う手続き

(1) 届出

- ① 麻薬小売業者業務廃止届

薬局の開設者は、麻薬小売業者でなくなった日から 15 日以内に「麻薬小売業者業務廃止届」に免許証を添えて県知事に届け出なければなりません。

- ② 残余麻薬届

薬局の開設者は、麻薬小売業者でなくなった日から 15 日以内に「残余麻薬届」により、現に所有する麻薬の品名、数量を県知事に届け出なければなりません。

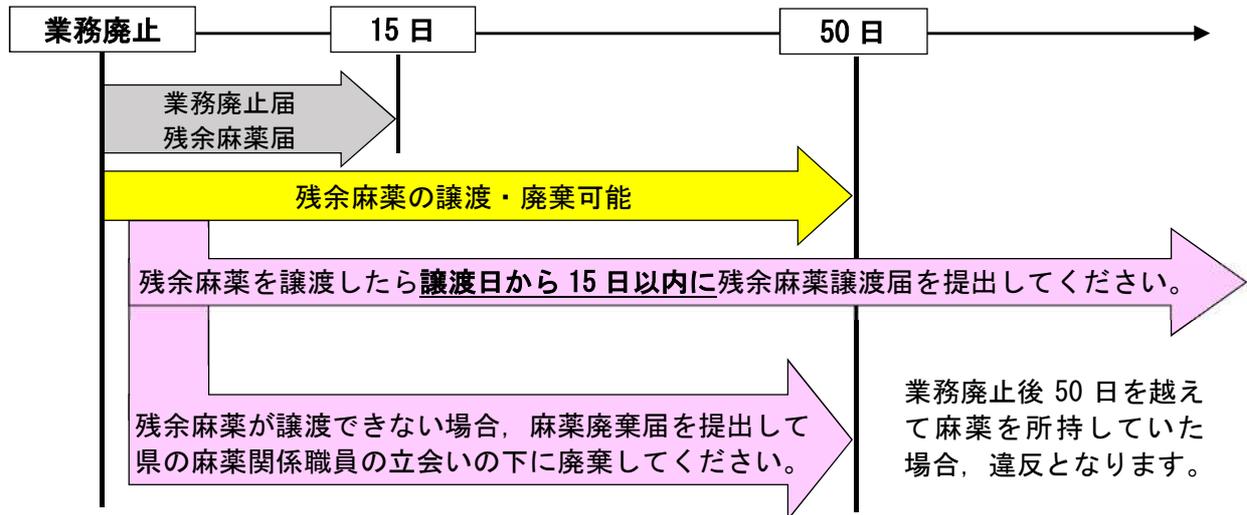
なお、現に所有する麻薬がない場合も届出が必要です。

- ③ 残余麻薬譲渡届
- ④ 麻薬廃棄届
- ⑤ 麻薬小売業者間譲渡許可変更届

※ 残余麻薬がある場合、③又は④を提出してください。麻薬小売業者間譲渡許可を取得している場合は速やかに⑤を提出してください。

(2) 残余麻薬の処理

- ① 麻薬小売業者でなくなったときに所有する麻薬については、麻薬小売業者でなくなった日から 50 日以内に限り、県内の麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡すことができます。この場合、譲り渡した日から 15 日以内に「残余麻薬譲渡届」を県知事に届け出なければなりません。
- ② 麻薬が古い場合等、麻薬を譲渡できない場合は、50 日以内に、あらかじめ「麻薬廃棄届」を県知事に届け出て、県の麻薬関係職員の立会いの下に廃棄することとなります。

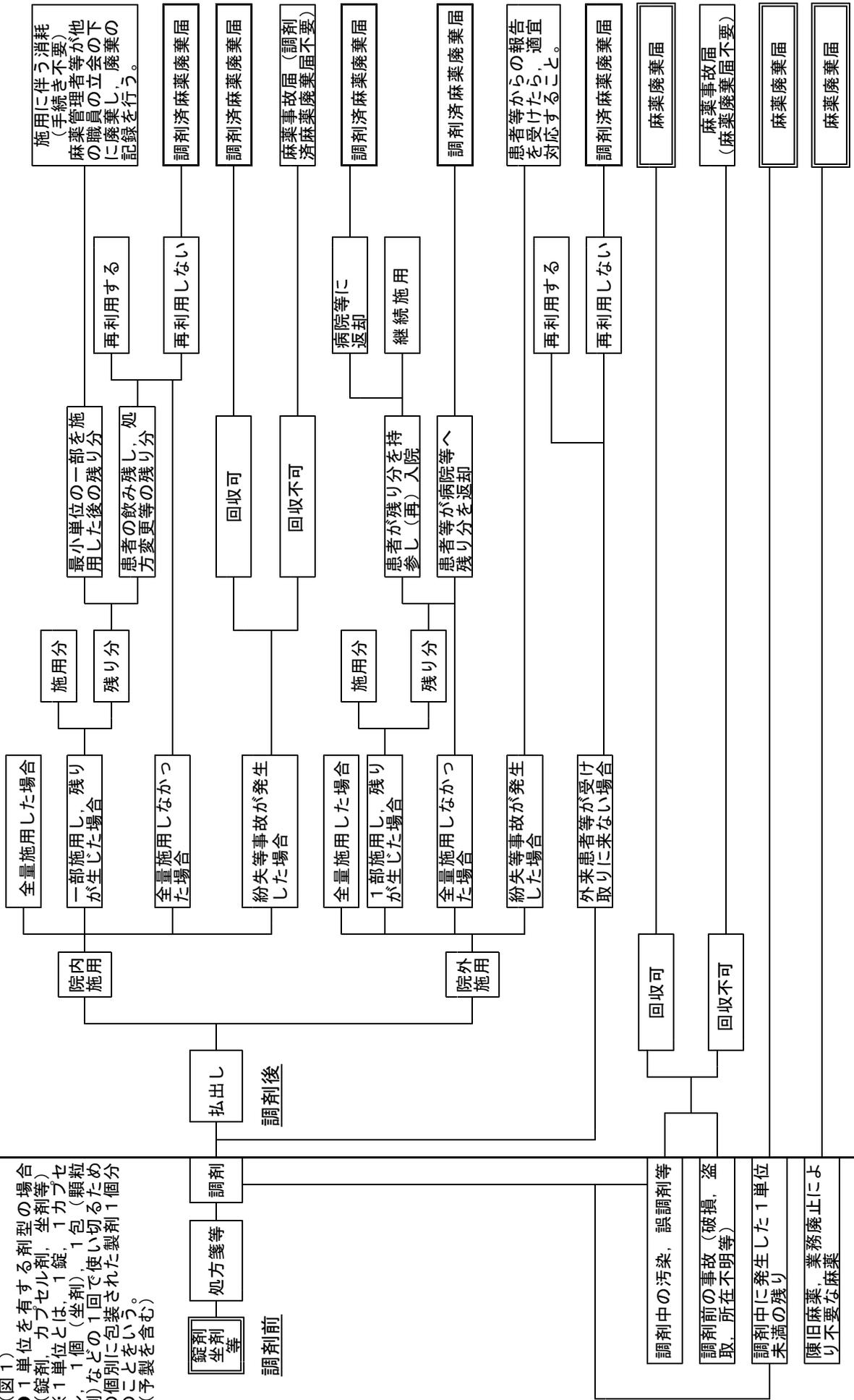


第 12 立入検査 (法第 50 条の 38)

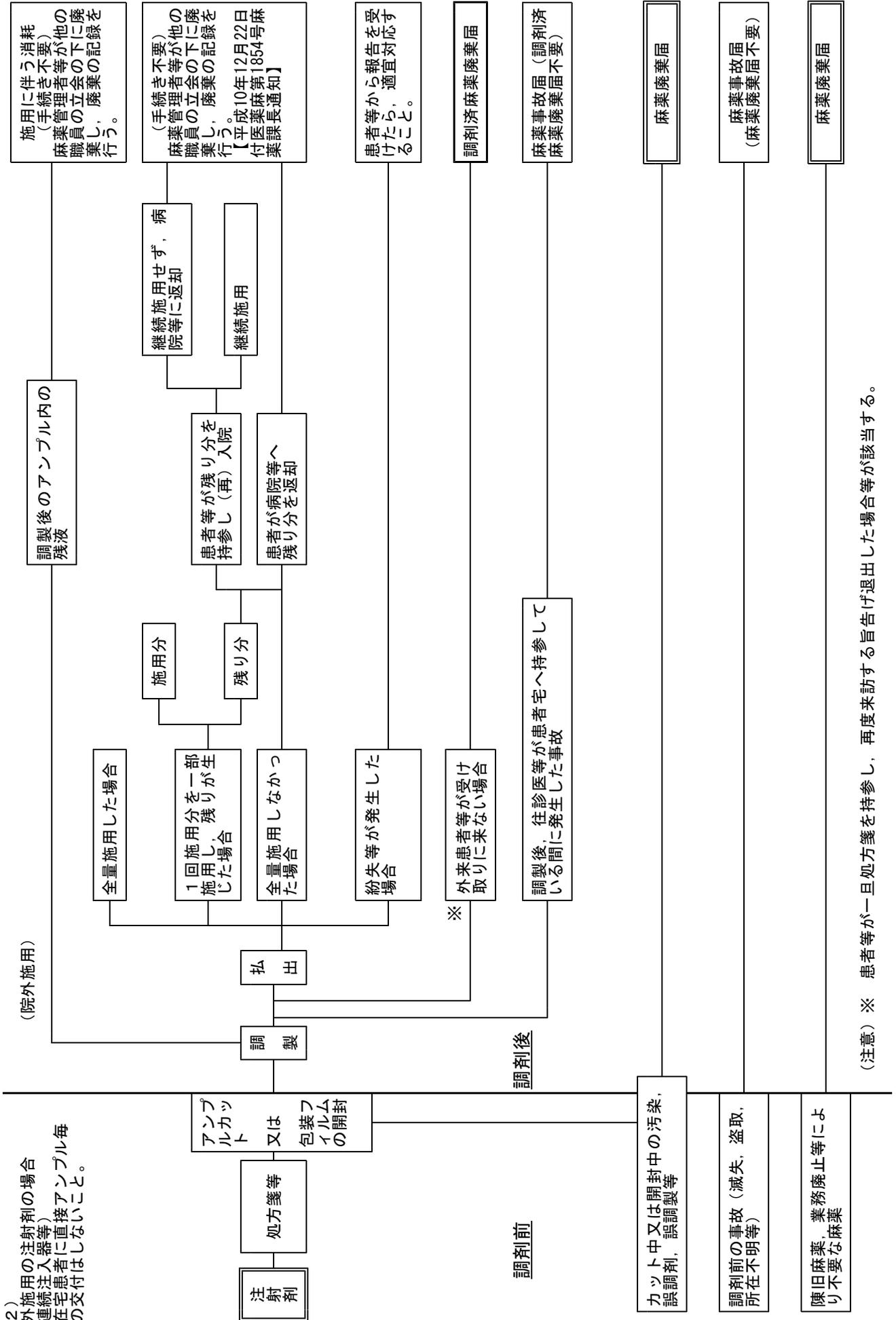
立入検査を行う職員は身分証票を携帯していますので、必ず提示を求め、確認してください。

第13. 麻薬廃棄・事故フロー

(図1)
 ● 1単位を有する剤型の場合
 (錠剤, カプセル剤, 坐剤等)
 ※ 1単位とは, 1錠, 1カプセル,
 1個(坐剤)などの1回で使い切るため
 の個別に包装された製剤1個分の
 のことをいう。
 (予製を含む)

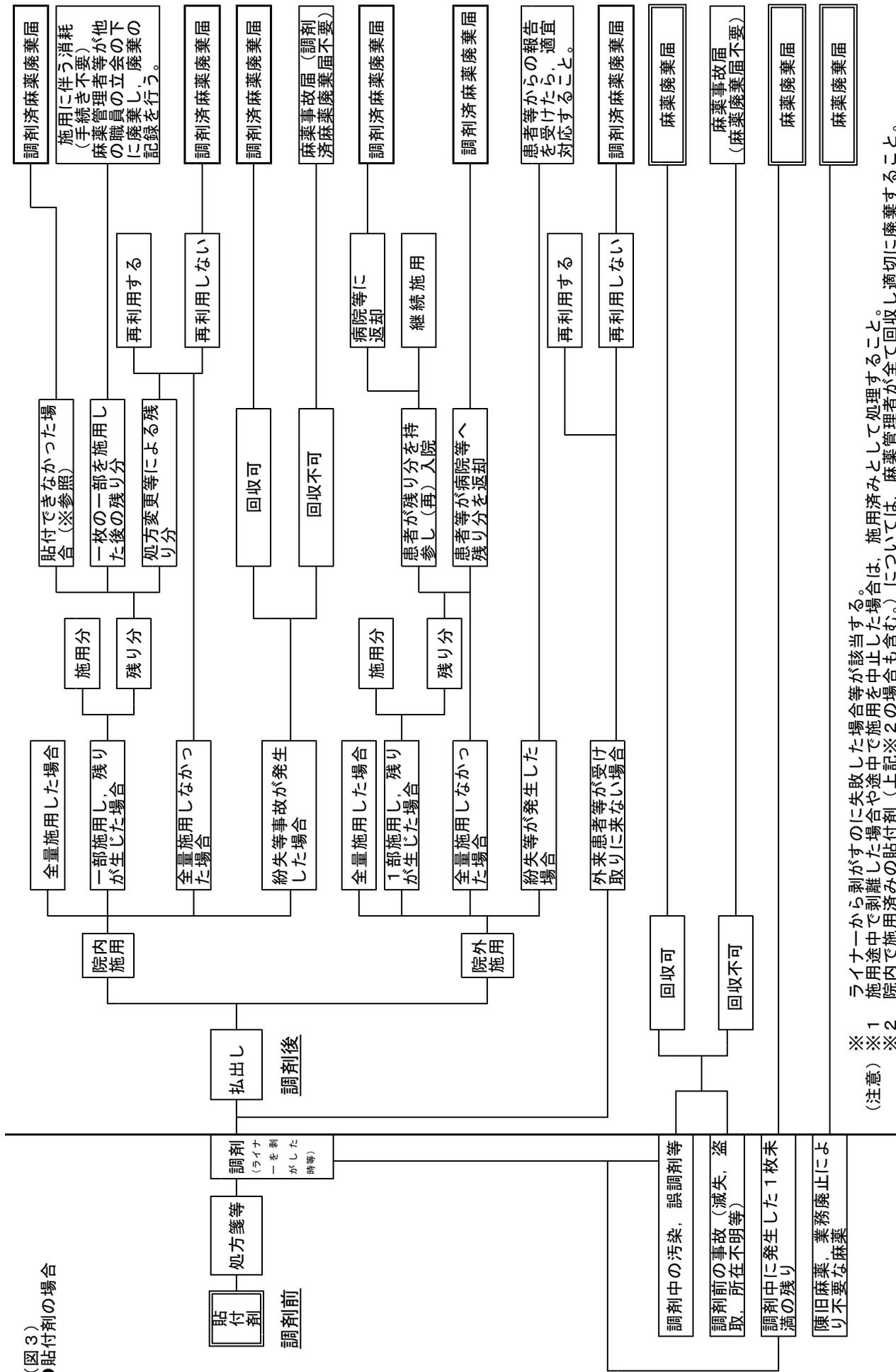


(図2) 院外施用の注射剤の場合
 ●(連続注入器等)
 ※在宅患者に直接アンプル毎の交付はしないこと。



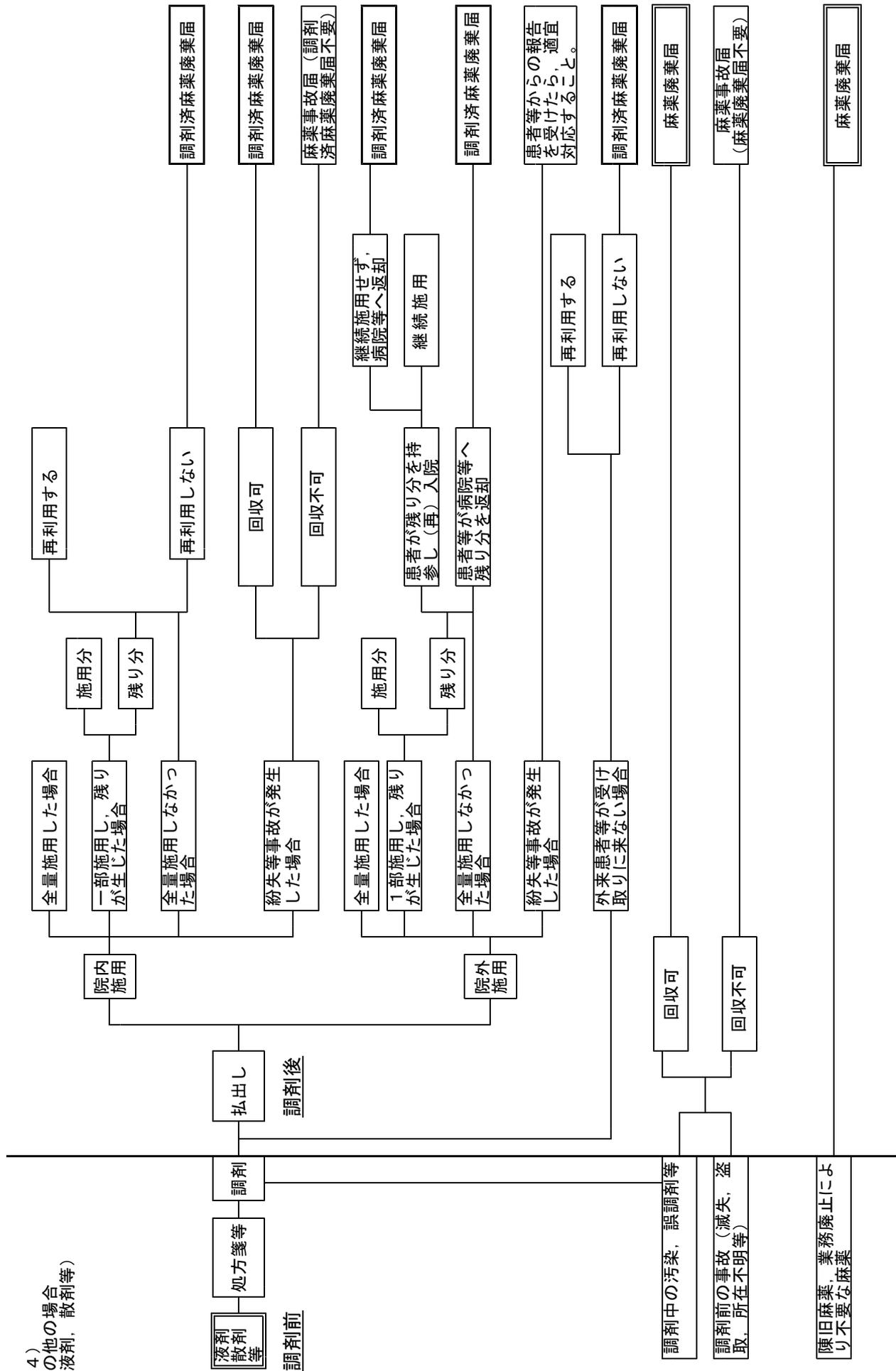
(注意) ※ 患者等が一旦処方箋を持参し、再度来訪する旨告げ退出した場合等が該当する。

(図3)
●貼付剤の場合



(注意) ※1 ライナーから剥がすのに失敗した場合等が該当する。
 ※2 施用途中で剥離した場合や途中で施用を中止した場合、施用済みとして処理すること。
 ※1 院内で施用済みの貼付剤(上記※2の場合も含む。)については、麻薬管理者が全て回収し適切に廃棄すること。

(図4) ●その他の場合
(液剤、散剤等)



第 14 手続き・事務処理便覧

詳細については各事項の解説を確認してください。

(手数料は令和6年1月現在)

事 項	提出書類の名称	添付書類	備 考
免許申請	麻薬小売業者免許申請書	① 診断書(法人の場合は業務を行う役員全員分) ② 業務を行う役員の範囲を示す書類(法人の場合のみ) ③ 薬局開設許可証の写し	(1) 診断書 心身の障害があっても麻薬小売業者の業務を適正に行うことができ、麻薬中毒者又は覚醒剤の中毒者でない旨の内容 (2) 手数料 4,000 円 (県収入証紙) (3) 免許の有効期間 免許を受けた日の属する年の翌々年の12月31日まで
業務廃止	①麻薬小売業者業務廃止届 ②残余麻薬届 麻薬の在庫がある場合 ③残余麻薬譲渡届 又は 麻薬廃棄届	麻薬小売業者免許証	(1) 提出期限 取扱いをやめた日から 15 日以内に届け出ること。 (2) やめた場合の麻薬の所持 廃止後 50 日以内に譲渡又は廃棄しなければならない。 譲渡した場合は、譲渡の日から 15 日以内に届け出ること。
免許証返納	麻薬小売業者免許証返納届	麻薬小売業者免許証	免許証の有効期間が満了し、又は免許を取り消されたとき、若しくは亡失した免許証を発見したときは、15 日以内に届け出ること。
免許証記載事項変更	麻薬小売業者免許証記載事項変更届	麻薬小売業者免許証	(1) 提出期限 変更を生じた日から 15 日以内に届け出ること。 (2) 住所、氏名、業務所の名称に限られます。 (3) 地番変更等の行政区画整理の場合は、必要ありません。 (4) 営業所の移転の場合は現麻薬小売業者免許証を廃止し、新規免許申請をすること。

事 項	提出書類の名称	添付書類	備 考
免許証 再交付	麻薬小売業者免許証再 交付申請書	き損した場合 麻薬小売業者免許証	(1) 提出期限 麻薬小売業者免許証のき 損し, 又は亡失したとき は, 15 日以内に届け出る こと。 (2) 手数料 2,800 円 (県収入証紙)
不良・不要 麻薬等の 廃棄	麻薬廃棄届	なし	(1) 陳旧麻薬, 誤調製した麻薬 等 (処方箋により払い出さ れた麻薬以外のもの) を廃 棄するとき届け出ること。 (2) 届を提出してから保健所 等職員 (麻薬取締員等) の 立会いの下で廃棄するこ と。
麻薬の廃棄 (処方箋に より払い出 された麻薬)	調剤済麻薬廃棄届	なし	処方箋により払い出された麻 薬を廃棄した場合は, 30 日以 内に届け出ること。
破損等の 事故	麻薬事故届	なし	(1) 麻薬が流出し, 盗取され, 所在不明等になったときは 速やかに届け出ること。 (2) 事故届を提出する際, 特に アンプル注射剤の事故によ る残余麻薬があり残余麻薬 の廃棄を必要とする時は, 薬局開設者又は管理薬剤師 が他の職員の立会いの下に 廃棄して, 麻薬事故届にその 経過を記載すれば麻薬廃棄 届等の提出は不要。 (3) 盗取の場合は, 同時に警察 にも届け出て, 現場保存に 努めること。
年間報告	麻薬年間届	なし	前年 10 月 1 日からその年の 9 月 30 日までの受け払い及 びその年の 9 月 30 日現在の 所有量について届け出ること。
役員変更届	麻薬小売業者役員変更届	① 診断書 (新たな 役員のみ) ② 変更後の担当 役員の業務分担 を示す組織図 ③ 登記簿謄本	
麻薬譲渡証・ 麻薬譲受証	麻薬卸売業者から麻薬を購入する時は麻薬譲渡証・麻薬譲受証を交換する。		

事 項	提出書類の名称	添付書類	備 考	
麻 薬 小 売 業 者 間 譲 渡 許 可	許可申請	麻薬小売業者間譲渡許可申請書	①申請書のコピー ②申請者の一部が同一市町村でない場合は、各店舗間の距離及び移動時間がわかる書類	(1)各麻薬小売業者に係る記載事項を記載する欄が不足する場合は、別紙様式1を設けて記載すること。 (2)申請書のコピーは、共同して申請する麻薬小売業者の数が必要です。
	許可変更	麻薬小売業者間譲渡許可変更届	①変更届のコピー ②全ての麻薬小売業者間譲渡許可書	(1)各麻薬小売業者に係る記載事項を記載する欄が不足する場合は、別紙様式5を設けて記載すること。 (2)代表者が置かれている場合、当該許可に含まれる他の麻薬小売業者全員の同意を得た上で、変更届書の同意欄にチェックすることにより、代表者のみで届け出ることができます。 (3)変更届のコピーは、共同して申請する麻薬小売業者の数が必要です。
	申請者追加	麻薬小売業者間譲渡許可申請者追加届	①追加届のコピー ②全ての麻薬小売業者間譲渡許可書	(1)各麻薬小売業者に係る記載事項を記載する欄が不足する場合は、別紙様式5を設けて記載すること。 (2)代表者が置かれている場合、当該許可に含まれる他の麻薬小売業者全員の同意を得た上で、変更届書の同意欄にチェックすることにより、追加する麻薬小売業者と代表者のみで届け出ることができます。 (3)追加届のコピーは、追加する麻薬小売業者と許可業者の合計数が必要です。
	再交付申請	麻薬小売業者間譲渡許可書再交付申請書	き損した場合 麻薬小売業者間譲渡許可書	免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したときは、15日以内にその免許証を返納すること。
	許可返納	麻薬小売業者間譲渡許可返納届	全ての麻薬小売業者間譲渡許可書	各麻薬小売業者に係る記載事項を記載する欄が不足する場合は、別紙様式5を設けて記載すること。
	譲受け・譲渡し	麻薬処方箋の写し及び譲受人が作成した麻薬譲受確認書と譲渡人が作成した麻薬譲渡確認書を交換する。		

II Q & A

1 免許・許可・届出

(提出先…鹿児島市内はくらし保健福祉部薬務課, 鹿児島市以外は管轄する県の保健所)

Q1 薬局(薬局開設者)が、麻薬を取扱うにはどのような手続きが必要ですか。 → **・麻薬取扱者免許申請**

A 麻薬小売業者の免許が必要です。免許は薬局ごとに必要となります。当該薬局の所在地の提出先に申請してください。

Q2 免許証を亡失またはき損しましたが、どのようにしたらよいでしょうか。 → **・麻薬免許証再交付申請
・麻薬免許証返納届**

A 15 日以内に、免許証再交付申請書を提出してください。(き損の場合は、その免許証を添えてください。)

なお、亡失した免許証を発見したら 15 日以内に免許証返納届にその免許証を添付して提出してください。

**Q3 次の場合、どのような手続きが必要ですか。
(1)個人で開設している薬局を法人開設にすることにしました。
(2)薬局を移転することになりました。
(3)薬局を全面改築することになりました。** → **・麻薬取扱者免許申請
・麻薬取扱者免許証記載事項変更届
・麻薬業務廃止届
・残余麻薬届
・残余麻薬譲渡届**

A ①(1), (2), (3)とも、次の手続きを行ってください。

新たに免許を取り直さなければなりません。現在の麻薬小売業者の業務廃止届と、新たに麻薬小売業者免許申請書を事前に提出してください。

② 残余麻薬に関する手続き

残余麻薬届を、その事由が生じてから 15 日以内に、残余麻薬譲渡届を譲渡の日から 15 日以内に提出してください。

Q4 薬局を閉鎖する場合の麻薬の取扱いについて、どのような手続きが必要ですか。 → **・麻薬業務廃止届
・残余麻薬届
・残余麻薬譲渡届
・麻薬廃棄届**

A 麻薬取扱者が麻薬の取扱いをやめたとき、法第3条第2項の資格を欠くに至った場合、または麻薬取扱者が死亡したときは、15 日以内に業務廃止届に免許証を添えて届け出てください。(取扱者死亡の場合は相続人清算人等)

また、この残余麻薬は、特例として業務廃止の日から 50 日以内に限り所持することができますので、この期間内に次のいずれかの方法で処理しなければなりません。

- ① 残余麻薬を、他の麻薬業務所の開設者等(同一県内に限る)に譲渡する。(譲渡してから 15 日以内に残余麻薬譲渡届を提出する。)
- ② 残余麻薬を事前に県知事に届け出て、県薬務課又は管轄する県の保健所職員立会いのもと廃棄する。
- ③ ①と②を併せて行う。

Q5 麻薬の保管は、どのようにしたらよいですか。

A 麻薬の保管は、次のとおりにならなければなりません。

- ① 麻薬業務所内で保管すること。
- ② 麻薬以外の医薬品(覚醒剤を除く)と区別すること。
- ③ 鍵をかけた堅固な設備内に貯蔵すること。

なお、「堅固な設備」とは、麻薬専用の固定した金庫、容易に移動できない金庫(重量金庫)をいい、「麻薬以外の医薬品と区別し」とは、麻薬専用保管庫として覚醒剤以外の医薬品、書類等を一緒に保管しないことをいいます。

また、スチール製のロッカー、事務机の引き出し等は堅固な設備には該当しません。

2 譲受け・譲渡し

Q6 麻薬卸売業者から麻薬を譲り受ける時は、どのようなことに注意すべきでしょうか。 → **譲受証, 譲渡証**

- A
- ① 麻薬小売業者からは譲受証を、麻薬卸売業者からは譲渡証を相互に取り交わしてください。(譲受証の提出が、麻薬の譲受けの前提条件です。) また、この譲渡証は 2 年間保存してください。
 - ② 譲受けの際、次のことを確認してください。
 - (ア) 麻薬譲渡証の記載事項及び押印等に不備はないか。
 - (イ) 麻薬譲渡証の品名、数量、製品番号が現品と一致しているか。
 - (ウ) 麻薬の容器に証紙による封かんがなされているか。

Q7 譲受証は、どのように書いたらいいのでしょうか。 → **譲受証, 譲渡証**

A 4 ページの記入例を参考にしてください。

Q8 私の開設する薬局は県境に近いので、隣県の麻薬卸売業者が距離的に近く、何かと便利なので、隣県の麻薬卸売業者から麻薬を購入できますか。

A 県外の麻薬卸売業者から麻薬を購入することはできません。開設する麻薬業務所の県内の麻薬卸売業者から購入してください。

Q9 麻薬処方箋を持参した患者が急に来局し、麻薬の在庫が不足した場合、近くの病院または薬局から借りて交付することができますか。

- A できません。麻薬卸売業者から譲り受けてください。
ただし、麻薬小売業者間譲渡許可を受けている薬局同士は、不足分の麻薬に限り譲渡・譲受を行うことができます。

Q10 A 薬局と B 薬局の開設者が同一人の場合に、麻薬の購入を A 薬局で一括して行い、その麻薬の一部を B 薬局に分配することは差し支えないでしょうか。

- A 麻薬小売業者間譲渡許可を受けた場合など特殊な場合を除いて、麻薬業務所の開設者は、麻薬卸売業者からしか麻薬を譲り受けることができません。また、麻薬業務所の開設者が同一人であっても、その施設ごとに開設者は別人格とみなされます。
したがって、麻薬は施設ごとに別々に購入しなければなりません。

Q11 麻薬卸売業者から購入した麻薬を開封した際、アンブルが破損していました。どうしたらよいですか。 → **麻薬事故届**

- A 両者立会いで破損等を発見した場合は、麻薬小売業者が麻薬卸売業者から麻薬譲受証の返納を受け、譲渡の対象となった麻薬を麻薬卸売業者が持ち帰ってください。そして、麻薬卸売業者が麻薬事故届を提出することとなります。
郵送等により、両者の立会いなしに麻薬を譲り受けた後に破損等を発見した場合は、麻薬小売業者が麻薬事故届を提出することになります。

3 処方箋

Q12 麻薬処方箋に記載すべき事項は、何ですか。また、保存期間は何年ですか。

- A (1) 麻薬を記載した処方箋（麻薬処方箋）には、
① 患者の氏名、年齢
② 患者の住所
③ 麻薬の品名、分量、用法、用量（投薬日数を含む）
④ 処方箋の使用期間（有効期間）
⑤ 処方箋の発行年月日
⑥ 麻薬施用者の氏名、押印（署名でも可）、麻薬施用者免許証番号
⑦ 麻薬診療施設の名称、所在地
を記載する必要があります。
(2) 保存期間は、3年間です。

4 廃棄等

Q13 次の場合、どのような手続きが必要ですか。

- (1)古くなった麻薬を廃棄したいのですか。
- (2)アヘンチンキが乾いて、使用不能になったので廃棄したいのですが。

→ 麻薬廃棄届

A (1), (2)とも事前に麻薬廃棄届を提出し、県薬務課又は管轄する県の保健所と廃棄日時を相談し、県薬務課又は管轄する県の保健所職員立会いのもとで廃棄することになります。(届出を行ったとしても、勝手に廃棄することはできません。)

なお、(2)のような場合は、他の職員立会いのもとに正確な残量を秤量し、廃棄数量としてください。

また、廃棄後は、麻薬帳簿にその旨を記入してください。

麻薬帳簿の記入方法は9, 10 ページの記入例を参考にしてください。帳簿の備考欄に立会者(県薬務課又は管轄する県の保健所職員)が記名押印又は署名をします。

Q14 次の場合、どのような処理及び手続きが必要ですか。

- (1)麻薬の注射液をアンプルカットし、注射筒に詰めたところ、患者の容態が変わったため、施用中止となり全量施用する必要がなくなりました。
- (2)患者にモルヒネ水剤を投薬していましたが、死亡のため残液が出ました。
- (3)外来患者に硫酸モルヒネ徐放錠(MS コンチン錠)を投薬していたところ、患者が死亡し残薬があり、患者の家族から返納されました。

→ 調剤済麻薬廃棄届

A (1), (2), (3)とも、それぞれ残った麻薬は「調剤された麻薬」に相当しますから、薬局開設者又は管理薬剤師が、他の職員立会いのもとに回収困難な方法で廃棄し、開設者は調剤済麻薬廃棄届を廃棄後30日以内に県知事に提出してください。

なお、届け出る麻薬の廃棄は、廃棄後30日以内であれば、その間の複数の廃棄をまとめて一つの届出書で提出しても差し支えありません。

また、麻薬帳簿へは当該麻薬の備考欄に廃棄した年月日、廃棄の届出年月日、麻薬の数量を記載し、廃棄の立会者は、記名押印又は署名してください。

麻薬帳簿の記入方法は「第5 帳簿の記載」を参考にしてください。

5 事 故

Q15 次の場合、どう処理すればよいですか。
(1) 錠剤の麻薬を調剤中に、落としてしまい、10錠は回収しましたが、5錠見つからなくなりました。
(2) コデインリン酸塩の原末から倍散を調剤していたところ落としてしまい、95gは回収しましたが5gほど飛散してしまいました。
(3) 麻薬のアンプルをカットして注射筒に詰めようとしたところ、落として破損し、注射液はほとんど飛散しましたが、一部回収できました。

→ 麻薬事故届
→ 麻薬廃棄届

A (1)、(2)、(3)とも、直ちに管理者に連絡してその状況を詳しく報告してください。その後、麻薬小売業者は、回収不能となった麻薬について、麻薬事故届を速やかに提出してください。

なお、回収した麻薬については、(1)及び(2)の場合、廃棄する場合、事前に麻薬廃棄届の提出が必要です。

(3)の場合(アンプル注射剤の事故の場合)は、事故届に廃棄した経過を詳細に記入することで廃棄届等の提出は不要です。

また、麻薬帳簿には、その旨、記入してください。

6 麻薬帳簿, その他

Q16 麻薬注射液の施用に際し、患者に0.7mLを施用し、0.3mL残りました。この施用残りの麻薬注射液はどのように処理すべきですか。

A 施用残りの麻薬は「施用に伴う消耗」と解されますので麻薬廃棄届や調剤済麻薬廃棄届は必要ありません。したがって、施用残りの麻薬は薬局開設者又は管理薬剤師のもとに回収して、管理薬剤師の責任においてその他の職員立会いのもとに廃棄して下さい。

また、麻薬帳簿は、「第5 帳簿の記載」を参照してください。

Q17 がんの痛みのため在宅でモルヒネ徐放剤を使用していた患者が死亡した場合、残った麻薬は、家族が捨ててもよいですか。また、残った麻薬を家族が痛み止めとして使ってもよいですか。

A 飲み残した麻薬は、交付を受けた麻薬診療施設若しくは麻薬小売業者、または近くの麻薬診療施設、麻薬小売業者に返却または譲渡してください。

また、飲み残した麻薬を家族が使用することはできません。

Q18 病院に通院していた患者が来局し、飲み残した麻薬を持参してきた場合、どのようにしたらよいですか。

- A 麻薬の廃棄扱いとなり、免許が必要です。
このようなケースの麻薬は、再利用はできないので、通常の麻薬購入のように受け入れたものと解釈してはいけません。麻薬帳簿の記載方法は、その麻薬の口座の受入数量欄に()書きで記載し、在庫数量には加算せず、備考欄に持ち込んだ患者の氏名を記載してください。
患者が持参した麻薬を廃棄する場合は、13 ページにより行ってください。

Q19 予製されたコデインリン酸塩散1%は、麻薬に準じた取扱いが必要とされていますが、麻薬から除外されているコデインリン酸塩散1%を購入した場合と保管等について取扱いが異なるのですか。

- A 劇薬製剤として販売されているコデインリン酸塩散1%と同様に取扱って差し支えありません。
帳簿の記載については、「第5 帳簿の記載」を参照してください。

Q20 麻薬小売業者において、麻薬処方箋中に疑義が生じた場合、どのようにすればよいですか。

- A 疑わしい点について確かめた結果、当該処方箋の記載内容を変更する必要がある場合には、処方箋の再発行を受けるか、事後に訂正印を受けるか、もしくは医師の同意を得て処方箋を変更して調剤(薬剤師法第24条)してください。処方を変更して調剤する場合は、処方箋の余白等に照会日時、相手の氏名、照会内容等を記載してください。

7 麻薬小売業者間譲渡許可関係

Q21 令和4年3月31日以前に麻薬小売業者間譲渡許可を受けており、経過措置の対象となる当該許可を受けた麻薬小売業者(以下「許可業者」という。)についても、規則第9条の2第1項第1号口の規定に基づき90日を経過した麻薬を麻薬小売業者間譲渡許可により他の麻薬小売業者に譲り渡すことはできますか。

- A 可能です。

Q22 改正後も、改正前と変わらず、規則第9条の2第1項第1号イに該当する譲渡・譲受は在庫量の不足分のみ行うものであり、不足分を上回る量の譲渡・譲受はできませんか。

- A そのとおりです。不足分を上回る量の譲渡・譲受はできません。

Q23 「他の麻薬小売業者全員の同意を得る」とは他の麻薬小売業者全員から書面による同意を得ておく必要がありますか。また、代表者が届け出る場合について、申請時に同意書等を提出する必要はありますか。

A 申請時に同意書等の提出は必要ではありませんが、許可取得後に当該許可を与えた県により同意書等の提示を求められる場合があります。このため、書面による同意書の作成やメール、電話の聞き取りメモ等の同意を得た記録等を後ほど確認できるようにすることが望ましいです。(規則第9条の2第6項及び第7項参照)

Q24 代表者を置いた場合、変更等の義務は代表者が負うことになりますか。

A 許可申請手続の簡素化を目的に、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者が行うべき届出(規則第9条の2第6項及び第7項に規定する届出)について、他の申請者全員の同意を得た場合は、代表者のみによる届出をもって足りることとしたものであり、代表者が特別な責任を負うことはありません。各許可業者間で必要な情報を共有し、必要な届出を行ってください。

Q25 新たに麻薬小売業者を加えるときは、代表者のみで追加届を届け出ることできますか。

A 代表者を置いている場合、代表者及び新たに追加される麻薬小売業者が共同して届け出る必要があります。
また、すべての許可業者が共同して届け出ることできます。
代表者及び追加される麻薬小売業者のみで届け出る場合は、他の許可業者から同意を得た上で届け出てください。(規則第9条の2第7項参照)

Q26 有効期間の満了により、効力を失った麻薬小売業者間譲渡許可書は、鹿児島県に返納する必要がありますか。

A 許可書の有効期間の記載により、その効力がないことが確認出来るため、返納する必要はありません。
麻薬小売業者間譲渡許可が有効期間の満了によって失効した場合、当該許可に係る麻薬小売業者間譲渡許可書については、当該許可を受けた者が、許可を受けた日から5年間保存してください。

Q27 麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、麻薬小売業者間譲渡許可により他の麻薬小売業者に譲り渡す場合、90日を経過した日から譲り渡すことができるのですが、「90日を経過した日」とは、いつのことですか。

A 例えば、麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬であって、その譲受け又は法第24条第11項若しくは第12項の規定による譲渡の日が4月1日だった場合、「90日を経過した日」は6月30日(4月1日を含んだ91日目)になります。(規則第9条の2第1項第1号ロ参照)

Q28 麻薬卸売業者から麻薬を購入した際、譲渡証の日付と納品日(到着日)が異なることがあります。この場合、90日の起算日は、譲渡証の日付と納品日(到着日)のどちらになりますか。

A 納品日(到着日)を起算日としてください。(規則第9条の2第1項第1号口参照)

Q29 1つの品名で、複数ロットがある場合、麻薬卸売業者から譲り受けてから90日経過していないロットがあっても、90日経過したロットは譲渡できますか。

A 麻薬の品名(販売名)毎の判断となりますので、設問の場合には90日を経過していないと判断されます。このため、規則第9条の2第1項第1号口に基づく譲渡はできません。

1つの品名で、譲り受けてから90日経過する前に新たに麻薬卸売業者より譲り受けた場合、90日の起算日は、新たに譲り受けた日になります。

Q30 規則第9条の2第1項第1号口に基づき、90日を経過した麻薬を分割して複数の許可業者に譲り渡すことは可能ですか。

A 一の許可業者に麻薬を譲り渡した時点で法第24条第12項の規定に基づき譲り渡したとみなされます。このため、例え、同日でも複数の麻薬小売業者に分割して譲り渡すことはできません。次に許可業者に譲り渡す場合は、90日経過する必要があります。

Q31 麻薬小売業者間譲渡許可により譲り受けた麻薬を麻薬小売業者間譲渡許可により再度他の許可業者に譲り渡すことはできますか。

A 規則第9条の2第1項第1号イに基づき麻薬を譲り受けた場合、通常、当該麻薬は調剤後、患者に全量譲渡されるため、再度他の許可業者に譲渡することは想定されません。ただし、患者が来局しなかった場合、譲り受けた麻薬が在庫となることがあります。

このような場合においては、当該麻薬を同号イによって、再度他の許可業者に譲り渡すことができます。同号ロによって譲り受けた場合、当該麻薬を同号イによってのみ、再度他の麻薬小売業者に譲り渡すことができます。

したがって、同号イ又はロによって譲り受けた麻薬を再度同号イによって他の許可業者に譲り渡すことはできますが、同号ロによって他の許可業者に譲り渡すことはできません。(規則第9条の2第1項参照)

Q32 法第36条第2項の規定により譲り受けた麻薬を麻薬小売業者間譲渡許可により再度他の許可業者に譲り渡すことはできますか。

A 規則第9条の2第1項第1号イにより譲り渡すことはできますが、同号ロにより譲り渡すことはできません。

Q33 規則第9条の2第1項第1号イに基づき、他の許可業者に麻薬を譲渡する際、当該麻薬が90日を経過した麻薬であることに気づき、残部についてもすべて同時に同一許可業者に譲渡することはできますか。

A 同一許可業者に、規則第9条の2第1項第1号イ及びロに基づき同時に譲渡することはできません。
ただし、同号イに基づく譲渡を取り止めた上で、全て同号ロに基づき譲渡することは可能です。

Q34 麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、開封したが患者が取りに来なかった場合、患者が取りに来なかった麻薬を譲り渡すことはできますか。

A 法第24条第11項に基づく譲渡に該当しないため、規則第9条の2第1項第1号イ又はロで譲渡可能です。

Q35 規則第9条の2第1項第1号ロによる麻薬を譲渡・譲受を行う際、90日を経過していることを確認する必要がありますか。また、その際、他の許可業者に譲り渡す場合に取引交わす書類は、譲渡確認書・譲受確認書以外に何が必要ですか。

A 譲渡側及び譲受側は90日を経過していることを確認してください。譲渡側は、麻薬帳簿の写し等の90日を経過している事が確認できる書類を添付することが望ましいです。
なお、90日を経過している事が確認できる場合(例:譲渡確認書の備考欄に当該麻薬の最終受払年月日を記載)は、麻薬帳簿の写し等の90日を経過している事が確認できる書類の添付は不要です。

Q36 麻薬小売業者間譲渡許可により譲り受けた麻薬と麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬を区別して保管することが求められていますが、麻薬保管庫も別にする必要があるのでしょうか。

A 保管庫を別にする必要はありません。麻薬小売業者間譲渡許可により譲り受けた麻薬については、麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬と区別して保管するなど、識別できる状態にしてください。
また、規則第9条の2第1項第1号のイ又はロで譲り受けた麻薬についても、譲り受けた麻薬毎に区別して保管する等、識別ができる状態にすることが望ましいです。

Ⅲ 申請・届出様式，記載例

1. 麻薬取扱者免許申請	36
2. 麻薬取扱者免許証記載事項変更届	41
3. 麻薬免許証再交付申請	43
4. 麻薬業務廃止届	45
5. 麻薬免許証返納届	47
6. 残余麻薬届	49
7. 残余麻薬譲渡届	51
8. 麻薬廃棄届	53
9. 調剤済麻薬廃棄届	55
10. 麻薬小売業者役員変更届	57
11. 麻薬事故届	59
12. 麻薬年間届	61

＜麻薬小売業者間譲渡許可関係＞

13. 麻薬小売業者間譲渡許可申請	65
14. 麻薬小売業者間譲渡許可変更届	70
15. 麻薬小売業者間譲渡許可申請者追加届	73
16. 麻薬小売業者間譲渡許可書再交付申請	75
17. 麻薬小売業者間譲渡許可書返納届	77

提出先

業務所の所在地が鹿児島市内	県くらし保健福祉部薬務課
業務所の所在地が鹿児島市以外	管轄の保健所

※ 各種申請書・届出様式は鹿児島県ホームページからダウンロードして御利用になれます。

鹿児島県ホームページ(<https://www.pref.kagoshima.jp/index.html>) →

事業者の方々→健康・福祉→薬事・麻薬・血液→麻薬等→麻薬関係申請手続き

1 麻薬取扱者免許申請			
麻薬取扱者の種類	麻薬（管理者，施用者，研究者，小売業者，卸売業者）		
有効期限	免許を受けた有効期間開始日の翌々年の12月31日まで。（最長3年）		
提出先	業務所の所在地を管轄する保健所。 ただし，業務所の所在地が鹿児島市内であるときは県薬務課。		
提出部数	1部		
添付書類	麻薬（管理者，施用者）の場合 1 診断書（申請日から1ヶ月以内に作成されたもの） 2 医師免許証，歯科医師免許証，獣医師免許証，薬剤師免許証の写し（新規の場合は原本を持参。継続の場合は不要）		
	麻薬研究者の場合 1 研究計画書 2 研究を行う施設の設置者による研究同意書 3 履歴書 4 診断書（申請日から1ヶ月以内に作成されたもの） 5 施設の平面図及び麻薬保管庫の立体図		
	麻薬小売業者，麻薬卸売業者の場合 1 薬局，または卸売販売業者の許可証の写し（新規の場合は原本を持参。継続の場合は不要） 2 店舗の平面図及び金庫の構造のわかるもの 3 開設者が (1) 個人の場合 ・ 診断書（申請日から1ヶ月以内に作成されたもの） (2) 法人の場合 ・ 登記簿謄本 ・ 業務を行う役員について明記している組織図 ・ 代表取締役及び業務を行う役員全員の診断書（申請日から1ヶ月以内に作成されたもの） (代表取締役が複数いる場合，全ての代表取締役の診断書が必要)		
手数料	免許の種別	管理者，施用者，研究者，小売業者	卸売業者
	R 6. 1 現在	4,000円 (県収入証紙)	14,800円 (県収入証紙)

(記載例) 施用者の場合

麻薬小売業者免許申請書

麻薬業務所	所在地	鹿児島市〇〇町〇〇番〇〇号		
	名称	〇〇薬局 TEL 099(2〇〇)〇〇〇〇		
麻薬施用者又は麻薬研究者 にあつては、従として診療 又は研究に従事する麻薬診 療施設又は麻薬研究施設	所在地			
	名称	TEL ()		
許可又は免許の番号	第〇〇〇〇号	許可又は免許 の年月日	〇〇年〇月〇日	
申請者の 業務を行う 資格条項 (法人に あつては 役員を 含む。)	(1) 法第51条第1項の規定により 免許を取り消されたこと。	なし	} 下記参照	薬局開設許可番号及び年月日 (有効期間の始期)を記載
	(2) 罰金刑以上の刑に処せられた こと。	なし		
	(3) 医事又は薬事に関する法令又 はこれに基づく処分に違反し たこと。	なし		
備 考				
<p>上記のとおり、免許を受けたいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日</p> <p style="text-align: center;">〒890-0000</p> <p style="text-align: center;">住 所 鹿児島市〇〇一丁目〇〇番〇〇号</p> <p style="text-align: center;"><small>(フリガナ) カブシキガイシャ</small></p> <p style="text-align: center;">氏 名 株式会社 〇〇 代表取締役 △△</p> <p style="text-align: center;">鹿児島県知事 殿</p>				

- 記) 1 当該事実がない場合は、「なし」と記入する。
- 2 当該事実がある場合は「あり」と記入し、(1)欄にあたっては「その理由及び年月日」を、(2)欄にあたっては「その罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日」を、(3)欄にあたっては「その違反の事実及び年月日」を記入すること。

麻薬小売業者免許申請書

麻薬業務所	所在地			
	名称	TEL ()		
麻薬施用者又は麻薬研究者 にあつては、従として診療 又は研究に従事する麻薬診 療施設又は麻薬研究施設	所在地			
	名称	TEL ()		
許可又は免許の番号	第 号	許可又は免許 の年月日	年 月 日	
申請者の欠格条項 （法人にあつては、 役員を含む。）	(1) 法第51条第1項の規定により 免許を取り消されたこと。			
	(2) 罰金刑以上の刑に処せられた こと。			
	(3) 医事又は薬事に関する法令又 はこれに基づく処分に違反し たこと。			
備 考				
<p>上記のとおり、免許を受けたいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">〒</p> <p style="text-align: center;">住 所 } （法人にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p style="text-align: center;">（フリガナ）</p> <p style="text-align: center;">氏 名（法人にあつては名称）</p>				
鹿児島県知事	殿			

診 断 書

住 所

氏 名

生年月日

精神機能の障害

- 明らかに該当なし 専門家による判断が必要

専門家による判断が必要な場合において診断名及び現に受けている治療の内容並びに現在の状況

麻薬又は覚醒剤の中毒

- なし
 あり

上記のとおり診断する

年 月 日

病院等の 名 称

所在地

医師の氏名

有限会社 ○○○薬局業務分掌表

代表取締役 △崎 ○夫

取締役 △崎 □子

取締役 原○ □也

取締役 鶴□ ○大

上記のうち の者が麻薬に関する業務を行う役員であることを証明する。

○○年○○月○○日

鹿児島市鴨池新町○○番○号

有限会社○○○薬局

代表取締役 △崎 ○夫

2 麻薬取扱者免許証記載事項変更届

麻薬小売業者免許証の記載事項に変更が発生したとき、15日以内に変更届を提出してください。

※ 業務所（薬局）を移転する場合には、業務を廃止し、新たに免許を取得しておく必要があります。

※ 地番変更や市町村の合併、分割などに伴う場合、変更届は必要ありません。

添付文書	現有の麻薬免許証
------	----------

(記載例)

麻薬小売業者免許証記載事項変更届

免許証の番号	第〇〇〇〇号	免許年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
変更すべき事項	住所, 氏名		
変更前	麻薬業務所	所在地	
		名称	
	住所〔法人にあつては, 主たる事務所の所在地〕	鹿児島市〇〇町〇〇番地	
	氏名〔法人にあつては, 名称〕	有限会社 〇〇薬局	
従たる施設	所在地		
	名称		
変更後	麻薬業務所	所在地	
		名称	
	住所〔法人にあつては, 主たる事務所の所在地〕	鹿屋市〇〇三丁目〇〇番〇〇号	
	氏名〔法人にあつては, 名称〕	株式会社 〇〇薬局	
従たる施設	所在地		
	名称		
変更の事由及びその年月日	法人の株式会社化により 〇年〇月〇日		
上記のとおり, 免許証の記載事項に変更を生じたので免許証を添えて届け出ます。			
〇〇年〇〇月〇〇日			
〒893-0000			
住所	鹿屋市〇〇三丁目〇〇番〇〇号		
氏名	株式会社 〇〇薬局		
	代表取締役 △△ △△		
鹿児島県知事	殿		

麻薬小売業者免許証記載事項変更届

免 許 証 の 番 号	第	号	免 許 年 月 日	年 月 日	
変 更 す べ き 事 項					
変 更 前	麻 薬 業 務 所	所 在 地			
		名 称			
	住 所	〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕			
	氏 名	〔法人にあつては、名 称〕			
	従 たる 施 設	所 在 地			
		名 称			
	変 更 後	麻 薬 業 務 所	所 在 地		
			名 称		
住 所		〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕			
氏 名		〔法人にあつては、名 称〕			
従 たる 施 設		所 在 地			
		名 称			
変更の事由及びその年月日					
<p>上記のとおり、免許証の記載事項に変更を生じたので免許証を添えて届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">〒</p> <p style="text-align: center;">住 所 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕</p> <p style="text-align: center;">（フリガナ）</p> <p style="text-align: center;">氏 名（法人にあつては名称）</p>					
鹿児島県知事			殿		

3 麻薬免許証再交付申請書	
麻薬免許証を亡失したり、き損した場合は、再交付を申請してください。	
その他の注意事項	免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したときは、15日以内にその免許証を返納してください。
添付文書	き損した場合は、免許証
手数料 (県収入証紙)	2,800円(県収入証紙)
	R 6. 1 現在

(記載例) 施用者の場合

麻薬小売業者免許証再交付申請書

免許証の番号	第〇〇〇〇〇〇号	免許年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
麻薬業務所	所在地	薩摩川内市〇〇二丁目〇〇番〇〇号	
	名称	〇〇薬局	
氏名	株式会社 〇〇薬局		
再交付の事由 及びその年月日	別添理由書のとおり 〇〇年〇〇月〇〇日		
<p>上記のとおり、免許証の再交付を申請します。</p> <p>〇〇年 〇〇月 〇〇日</p> <p style="text-align: center;">〒895-0000</p> <p style="text-align: center;">住 所 薩摩川内市〇〇町〇〇番〇〇号</p> <p style="text-align: center;">氏 名 株式会社 〇〇薬局</p> <p style="text-align: center;">代表取締役 △△ △△</p> <p>鹿児島県知事 殿</p>			

麻薬小売業者免許証再交付申請書

免許証の番号	第	号	免許年月日		年	月	日
麻薬業務所	所在地						
	名称						
氏	名						
再交付の事由 及びその年月日							
<p>上記のとおり、免許証の再交付を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">〒</p> <p style="text-align: center;">住 所 <small>〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕</small></p> <p style="text-align: center;">氏 名 <small>（法人にあつては名称）</small></p> <p style="text-align: center;">鹿児島県知事 殿</p>							

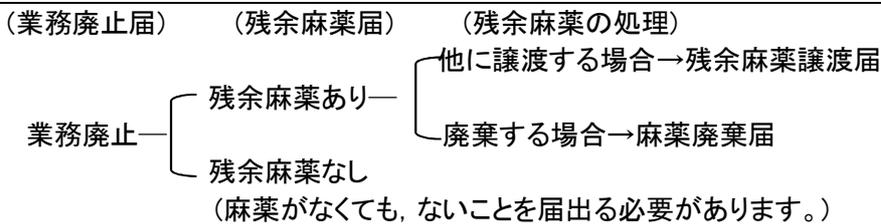
4. 麻薬業務廃止届

麻薬取扱者が麻薬の取扱いをやめるとき、または死亡したときは、15日以内に業務廃止届を提出してください。

1. 麻薬を取扱う見込みがないので麻薬小売業をやめるとき。
2. 業務所の営業を廃止する（移転を含む）とき。
3. 法人化の場合。

麻薬に関する業務を廃止したときは、薬局の開設者は15日以内に残余麻薬届を提出しなければなりません。

この残余麻薬は、特例として業務廃止の日から50日以内に限り所有できますが、その間に麻薬を他の業務所の開設者に譲り渡す（残余麻薬譲渡届）か、廃棄処理（麻薬廃棄届）かのいずれかを行わなければなりません。



添付文書 現有の麻薬免許証

(記載例)

麻薬小売業者業務廃止届

免許証の番号	第〇〇〇〇〇〇号	免許年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
麻薬業務所	所在地	鹿児島市〇〇二丁目〇〇番〇〇号	
	名称	〇〇薬局	
氏名	株式会社 〇〇〇		
業務（研究）廃止の事由 及びその年月日	薬局を廃止したため 〇〇年〇〇月〇〇日		
<p>上記のとおり、業務（研究）を廃止したので免許証を添えて届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">〇〇年 〇〇月 〇〇日</p> <p style="text-align: center;">〒890-0000</p> <p style="text-align: center;">住所 鹿児島市〇〇町〇〇番〇〇号</p> <p style="text-align: center;">届出義務者続柄</p> <p style="text-align: center;">氏名 株式会社〇〇〇</p> <p style="text-align: center;">代表取締役 △△ △△</p> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; padding: 5px; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p style="font-size: small;">本人死亡の場合はその相続人</p> </div> <p style="text-align: center;">鹿児島県知事 殿</p>			

麻薬小売業者業務廃止届

免許証の番号	第	号	免許年月日	年 月 日
麻薬業務所	所在地			
	名称			
氏 名				
業務（研究）廃止の事由 及びその年月日				
<p>上記のとおり、業務を廃止したので免許証を添えて届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">〒</p> <p style="text-align: center;">住 所〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕</p> <p style="text-align: center;">届出義務者続柄</p> <p style="text-align: center;">氏 名（法人にあっては名称）</p> <p style="text-align: center;">鹿児島県知事 殿</p>				

5 麻薬免許証返納届（業務廃止届とは異なる）	
有効期間が満了した場合、翌年の1月15日までに提出しなければなりません。	
添付文書	旧麻薬免許証（有効期間が満了し、失効したもの）
その他の注意事項	期間満了後、継続して麻薬小売業者免許証を取得しない場合は、業務廃止届の場合と同様に残余麻薬届等の手続きを行ってください。

（記載例）

麻薬小売業者免許証返納届

免許証の番号	第〇〇〇〇〇〇号	免許年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
麻薬業務所	所在地	鹿児島市〇〇二丁目〇〇番〇〇号	
	名称	〇〇薬局	
氏名	株式会社〇〇〇		
免許証返納の事由及びその年月日	有効期間満了 〇〇年12月31日		
上記のとおり、免許証を返納したいので届け出ます。			
〇〇年〇〇月〇〇日			
〒890-0000			
住所	鹿児島市〇〇町〇〇番〇〇号		
氏名	株式会社〇〇〇		
	代表取締役 △△ △△		
鹿児島県知事	殿		

麻薬小売業者免許証返納届

免許証の番号	第	号	免許年月日	年 月 日
麻薬業務所	所在地			
	名称			
氏	名			
免許証返納の事由 及びその年月日	有効期間満了 年12月31日			
<p>上記のとおり、免許証を返納したいので届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕</p> <p style="text-align: center;">氏 名（法人にあっては名称）</p> <p style="text-align: center;">鹿児島県知事 殿</p>				

7. 残余麻薬譲渡届	
業務廃止届または返納届に伴い必要な場合があります。 詳細は各項を参照してください。	
その他の 注意事項	次の場合もこの手続が必要となります。 1. 業務所の開設者が変更になる（法人化含む）場合 2. 業務所移転の場合（施設が廃業新規となるため）

(記載例)

残 余 麻 薬 譲 渡 届

年 月 日

鹿児島県知事 様

住所 { 法人にあっては、主たる
事務所所在地 } 鹿児島市〇二丁目〇番〇号
届出義務者続柄
氏名 (法人にあっては、名称) 株式会社〇〇
代表取締役△△ △△

} 旧麻薬業
務所の開
設者の住
所・氏名

麻薬及び向精神薬取締法第36条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

譲 渡 者	麻薬取 扱者	免許の種類		麻薬小売業者	
		免許番号		第〇〇〇〇〇〇号	
		氏名 (法人にあっては、名称)		株式会社〇〇 代表取締役△△ △△	
		麻薬業務所	所在地	鹿児島市〇二丁目〇番〇号	
			名称	〇〇薬局	
		業務(研究)の廃止または免許の失効年月日		〇〇年〇〇月〇〇日	
残余麻薬届出年月日		〇〇年〇〇月〇〇日			
譲 受 者	麻薬営業 者、麻薬 診療施設 の開設者 又は麻薬 研究施設 の設置者	住所 { 法人にあっては、主たる事 務所の所在地 }		鹿児島市〇二丁目〇番地	
		氏名 (法人にあっては、名称)		有限会社□□ 代表取締役 〇〇 〇〇	
		麻薬取 扱者	免許の種類		麻薬小売業者
			免許番号		第〇〇〇〇〇〇号
	氏名 (法人にあっては、名称)		有限会社□□ 代表取締役〇〇 〇〇		
	麻薬業務所		所在地	鹿児島市〇二丁目〇番〇号	
		名称	〇〇薬局		
	譲 渡 年 月 日		〇〇年〇〇月〇〇日		
譲 渡 し た 麻 薬 の 品 名 及 び 数 量	品 名		数 量	備 考	
	MS コンチン錠30m g		121錠		
	フェントステープ 1 m g		13枚		
	アンペック坐剤10m g		6 個		

} 旧麻薬業務所について記入
新麻薬業務所について記入

残 余 麻 薬 譲 渡 届

年 月 日

鹿児島県知事

様

住所 { 法人にあつては、主たる
事務所所在地 }

届出義務者続柄

氏名（法人にあつては、名称）

麻薬及び向精神薬取締法第36条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

譲 渡 者	麻薬取扱者	免許の種類		
		免許番号		
		氏 名 (法人にあつては、名称)		
		麻薬業務所	所在地	
			名 称	
		業務(研究)の廃止または免許の失効年月日		年 月 日
残余麻薬届出年月日		年 月 日		
譲 受 者	麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者		住 所 { 法人にあつては、主たる 事務所所在地 }	
			氏 名 (法人にあつては、名称)	
	麻薬取扱者	免許の種類		
		免許番号		
		氏 名 (法人にあつては、名称)		
		麻薬業務所	所在地	
名 称				
譲 渡 年 月 日			年 月 日	
譲 渡 し た 麻 薬 の 品 名 及 び 数 量	品 名		数 量	備 考

8 麻薬廃棄届

陳旧化した麻薬または調剤が完了していない麻薬（調剤中の汚染等により使用不能な場合）の廃棄は、麻薬廃棄届を提出し、保健所（鹿児島市内は薬務課）の職員の立会いのもとで廃棄することになるので、電話及びFAX等によりあらかじめ連絡してください。

予製剤については調剤の準備行為であり、調剤が完了していない麻薬とみなされるので、汚染等により使用不能となり廃棄する場合は、同じ取扱いとなります。

なお、調剤ミスにより調剤された麻薬が投与できなくなった場合もこれと同様です。

業務の流れ	県薬務課又は管轄する県の保健所へ電話等で連絡 →県担当者の立会いのもと廃棄→麻薬廃棄届の提出
-------	---

(記載例)

麻 薬 廃 棄 届

免許証の番号	第〇〇〇〇〇〇号	免許年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
免許の種類	麻薬小売業者	氏名	株式会社〇〇
麻薬業務所	所在地	鹿児島市〇〇二丁目〇番〇号	
	名称	〇〇薬局	
廃棄しようとする麻薬	品名	MSコンチン錠10mg	
	数量	10錠	
廃棄の年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	薬務課・保健所と協議の上決定	
廃棄の場所	〇〇薬局		
廃棄の方法	粉碎後、放流		
廃棄の理由	陳旧化のため		
上記のとおり、麻薬を廃棄したいので届け出ます。 〇〇年〇〇月〇〇日			
住所 <small>(法人にあっては、主たる事務所の所在地)</small>		〒890-0000 鹿児島市〇〇二丁目〇番〇号	
届出義務者続柄			
氏名 <small>(法人にあっては、名称)</small>		株式会社〇〇 代表取締役△△ △△	
鹿児島県知事	殿	開設者の住所・氏名	

麻 薬 廃 棄 届

免 許 証 の 番 号	第 号	免 許 年 月 日	年 月 日
免 許 の 種 類		氏 名	
麻 薬 業 務 所	所 在 地		
	名 称		
廃 棄 し よ う と す る 麻 薬	品 名	数	量
廃 棄 の 年 月 日			
廃 棄 の 場 所			
廃 棄 の 方 法			
廃 棄 の 理 由			
<p>上記のとおり，麻薬を廃棄したいので届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">〒</p> <p style="text-align: center;">住 所 <small>（法人にあっては、主たる事務所の所在地）</small></p> <p style="text-align: center;">届出義務者続柄</p> <p style="text-align: center;">氏 名 <small>（法人にあっては、名称）</small></p> <p>鹿児島県知事 殿</p>			

9. 調剤済麻薬廃棄届

「調剤された麻薬」と解釈される麻薬を廃棄した場合の届出です。
 この場合、薬局開設者又は管理薬剤師が施設内の他の職員立会いのもとで回収困難な方法で廃棄し、開設者は廃棄届を30日以内に提出してください。
 なお、30日以内であれば、その間の複数の廃棄をまとめて1つの届出書で提出しても差し支えありません。

(記載例)

調剤済麻薬廃棄届

免許証の番号	第〇〇〇〇〇〇号	免許年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	
免許の種類	麻薬小売業者	氏名	株式会社〇〇	
麻薬業務所	所在地	鹿児島市〇〇二丁目〇番〇号		
	名称	〇〇薬局		
廃棄した麻薬	品名	数量	廃棄年月日	患者の氏名
	MSコンチン錠10mg	20錠	〇年 △月×日	△川□男
廃棄の方法	粉碎後、放流			
廃棄の理由	入院患者（患者家族）から返納			
上記のとおり、麻薬を廃棄したので届け出ます。 〇〇年〇〇月〇〇日 〒890-0000 住所 <small>(法人にあつては、主たる事務所の所在地)</small> 鹿児島市〇〇二丁目〇番〇号 届出義務者続柄 氏名 <small>(法人にあつては、名称)</small> 株式会社〇〇 代表取締役△△ △△ 鹿児島県知事 殿				

開設者の
住所・氏名

調 剤 済 麻 薬 廃 棄 届

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
免許の種類		氏 名	
麻薬業務所	所在地		
	名 称		
廃棄した麻薬	品 名	数 量	廃棄年月日
			患者の氏名
廃棄の方法			
廃棄の理由			
<p>上記のとおり、麻薬を廃棄したので届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">〒</p> <p style="text-align: center;">住 所<small>(法人にあつては、主たる事務所の所在地)</small></p> <p style="text-align: center;">届出義務者続柄</p> <p style="text-align: center;">氏 名<small>(法人にあつては、名称)</small></p> <p style="text-align: center;">鹿児島県知事 殿</p>			

10. 麻薬小売業者役員変更届(麻薬小売業者が法人または団体である場合)

麻薬に関する業務を行う役員に変更があった場合は、「麻薬小売業者役員変更届」を届け出てください。

添付書類	1 変更後の担当役員の業務分担を示す組織図 2 登記簿謄本 3 新たな役員の診断書（申請日から1ヶ月以内に作成されたもの） ※ 添付書類の各様式はP. 39及びP. 40を参照してください。
------	--

(記載例)

麻薬小売業者役員変更届

免許証の番号	第〇〇〇〇〇〇号	免許年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
麻薬 業務所	所在地	鹿児島市〇〇二丁目〇番〇号	
	名称	△△薬局	
変更年月日	〇〇年〇〇月〇〇日		
変更前	△△ △△, 〇〇 〇〇		
変更後	△△ △△, □□ □□		
変更後の業務を行う 役員の欠格条項	(1) 法第51条第1項の規定により 免許を取り消されたこと。	全員なし	} 下記参照
	(2) 罰金以上の刑に処せられたこと。	全員なし	
	(3) 薬事若しくは医事に関する法令 又はこれに基づく処分に違反した こと。	全員なし	
備考			
上記のとおり、業務を行う役員に変更を生じたので届け出ます。 〇〇年〇〇月〇〇日 〒890-0000 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 鹿児島市〇〇二丁目〇番〇号 氏名 (法人にあっては、名称) 株式会社〇〇 代表取締役△△ △△ 鹿児島県知事 殿			

- 記) 1 変更前と変更後の欄には、業務を行う役員全員を記載すること。
 2 欠格条項の(1)欄から(3)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、当該事実があるときは、(1)欄にあってはその理由及び年月日を、(2)欄にあってはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(3)欄にあってはその事実及び年月日を記載すること。

麻薬小売業者役員変更届

免許証の番号		第	号	免許年月日	年 月 日
麻薬 業務所	所在地				
	名称				
変更年月日		年 月 日			
変更前					
変更後					
変更後の業務を行う 役員の欠格条項		(1) 法第51条第1項の規定により 免許を取り消されたこと。			
		(2) 罰金以上の刑に処せられたこと。			
		(3) 薬事若しくは医事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。			
備考					
<p>上記のとおり、業務を行う役員に変更を生じたので届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所<small>(法人にあっては、主たる事務所の所在地)</small></p> <p>氏名<small>(法人にあっては、名称)</small></p> <p>鹿児島県知事 殿</p>					

11. 麻薬事故届

- 落下、破損、飛散、紛失等の事故が生じたとき、速やかに届け出てください。
- 事故の内容によっては、麻薬廃棄届を伴う場合があります。
(落とした麻薬のうち一部を回収したが、汚染されたため廃棄を行う場合等)
 - 事故が発生したら、まず保健所（鹿児島市内は薬務課）へ連絡してください。

(記載例)

麻 薬 事 故 届

免許証の番号	第〇〇〇〇〇〇号	免許年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
免許の種類	麻薬小売業者		
麻薬業務所	所在地	鹿児島市〇〇五丁目〇〇番〇〇号	
	名称	〇〇薬局	
事故が生じた麻薬	品名	数	量
	モルヒネ塩酸塩錠△mg		1錠
事故発生状況 (事故発生年月日) (場所、事故の種類)	<p><事故の内容> 〇〇年〇月〇日午後2時ごろ、〇〇薬局調剤室内で薬剤師□□が患者の要望により分包するため、モルヒネ塩酸塩錠10mgを分包用コンベアにセットしていたところ、誤って1錠を床に落下させてしまった。すぐに探したが発見出来なかった。 薬剤師□□は調剤業務を中断して、ただちに、〇〇保健所に経緯を説明した。説明後、直ちに「麻薬事故届」を管轄する保健所に提出した。滅失（紛失）</p> <p><事故の原因> 不注意な取扱のため。</p> <p><対策> トレー上で作業を行い、床に落ちないようにする。</p>		
<p>上記のとおり、事故が発生したので届け出ます。 〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p style="text-align: right;">〒890-0000 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 鹿児島市〇〇町〇〇番〇号</p> <p style="text-align: right;">氏名 (法人にあっては、名称) 株式会社〇〇 代表取締役 △△ △△</p>			
鹿児島県知事	殿	開設者の住所・氏名	

麻 薬 事 故 届

免許証の番号	第	号	免許年月日	年 月 日
免許の種類				
麻薬業務所	所在地			
	名称			
事故が生じた麻薬		品 名	数 量	
事故発生の状況 (事故発生年月日) (場所、事故の種類)				
上記のとおり、事故が発生したので届け出ます。 <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> 年 月 日 </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> 住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> 氏 名 (法人にあっては、名称) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> 鹿児島県知事 殿 </div>				

12. 麻薬年間届

麻薬の1年間(前年10月1日から本年9月30日まで)の受入れ, 払出しの数量を報告するものです。また, 麻薬業務所は1年間, 麻薬の施用, 購入, 所有等取扱いがない場合も, その旨の届出をしなければなりません。

よって, この届は, 毎年必ず提出しなければなりません。

麻薬年間届の記載上の注意事項

免許の種類 免許証の番号 氏名	(病院, 診療所)麻薬管理者のいる施設… 麻薬管理者(個人名) (病院, 診療所)麻薬施用者のみの施設… 麻薬施用者(個人名) (麻薬研究施設)麻薬研究者…………… 麻薬研究者(個人名) (薬局)麻薬小売業者…………… 開設者(個人, 法人名)
品名	品名は, 商品名で正確に記載してください。 同じ品名で含有量の異なる場合(例 アンペック坐剤には10mg, 20mg, 30mgの3種類)は, 必ず含有量を記載してください。 患者から返品された数量は(返却分)とし, 別枠で記載してください。
単位	次の略号を記載してください。 注射液: A 末, 散薬: g 錠剤: T カプセル: P 液剤: mL (ワッソ内服液: 包) スティック: 包 パッチ: 枚 坐剤: 個 バイアル: V (1 Vを複数回に分けて使用する場合はmL)
前年10月1日 在庫数量	麻薬帳簿や昨年提出した麻薬年間届を参考にして記入してください。 必ず9月30日現在の数量確認を行ってください。 ※以前提出した麻薬年間届に訂正がある場合は「麻薬年間届訂正願」を提出してください。
前年10月1日から 本年9月30日 までの受入数量, 払出数量	
本年9月30日 在庫数量	
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・麻薬廃棄届により廃棄した年月日と数量 ・麻薬事故届により破損した数量 ・原末から調製し, または調製された場合はその旨 ・散薬や液剤の秤量誤差は, その旨 ・患者等から返品された麻薬を再利用した数量 ・麻薬小売業者間譲渡許可に基づいて譲受・譲渡した数量 ・自主回収等により譲渡した数量と製造番号 ※調剤済麻薬廃棄届により廃棄した数量は記載しない。
倍散, 倍液について コデインリン酸塩, モルヒネ塩酸塩等の原末, 原液を購入し, 倍散, 倍液を自家調製している場合は, 原末, 原液, 倍散, 倍液それぞれの品名に分け, 記載してください。ただし, コデインリン酸塩散1%は, 商品, 自家製剤を問わず非麻薬として取扱いますので記載の必要はありません。	
個人開設から法人開設にした場合 前年10月1日在庫数量はゼロとなります。法人にした時点での数量を受入数量の欄に記入してください。	

第4号様式(第2条関係)

鹿児島県知事 殿

麻薬年間届

麻薬業務所所在地
鹿児島市〇〇町〇〇番〇〇号
麻薬業務所名称
〇〇薬局
免許の種類
麻薬小売業者
免許番号
第〇〇〇〇〇〇号
氏名(法人にあつては、名称) 有限会社〇〇薬局
代表取締役 △△ △△

麻薬及び向精神薬取締法第47条、第48条又は第49条の規定により、次のとおり届け出ます。

品名	単位	前10月1日現在		前年10月1日から本年9月30日までの		本年9月30日現在		備考
		在庫数	日量	受入数量	払出数量	在庫数	日量	
弱オピスコ (20mg)	A	25	25	50	45	30	30	払出中5Aは、R5.6.10麻薬廃棄届により廃棄
オピスコ (40mg)	A	18	18	0	1	17	17	払出中1Aは破損(R5.6.10事故届)
リン酸コデイン (10%散)	g	0	0	550	500	50	50	受入は、原未から調整
塩酸モルヒネ末 (原末)	g	5.8	5.8	0	5.8	0	0	〇年〇月〇日麻薬廃棄届により廃棄
アヘンチンキ	mL	10.2	10.2	0	5.0	4.0	4.0	秤量誤差1.2mL訂正
MSコロンチン錠 (10mg) (返却分)	T	0	0	30	30	0	0	再利用20
MSコロンチン錠 (10mg)	T	200	200	230	250	180	180	小売業者間譲渡による受入30, 払出50
MSコロンチン錠 (60mg) (返却分)	T	3	3	5	0	8	8	
アンペック坐薬 (返却分)	個	0	0	10	10	0	0	再利用10
ケタラール静注用200mg	mL	60	60	20	65	15	15	

備考 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

※備考欄には、返却された麻薬で、再利用するものの数量を記入してください。調剤済麻薬廃棄届で廃棄した分は備考欄に記入する必要はありません。

注1:30錠返却を受け、20錠は再利用、10錠は廃棄(調剤済麻薬廃棄届)した場合。 ※返却・再利用分と、購入分とは別枠で記載してください。

注2:麻薬小売業者間譲渡許可にもとづく譲受、譲渡があった場合は、その内数を備考欄に記入してください。

注3:前年10月1日現在に3錠の返却在庫があり、5錠の返却を受け、9月30日現在も保管している場合。

注4:10錠の返却を受け、10錠再利用した場合(再利用は麻薬業務所で保管管理されていたもの)に限り、患者が自己管理していたものは再利用できません。

注5:バイアル製剤は、1Vを複数回に分けて使用した場合、mLで報告する。

麻 薬 年 間 届 訂 正 願

年 月 日

鹿児島県知事 殿

免 許 の 種 類
免 許 番 号 第 号 (届出当時の番号)
麻薬業務所所在地
麻薬業務所名称
氏 名

麻薬及び向精神薬取締法（第47条，第48条，第49条）の規定に基づく，届出済みの
____年分の麻薬年間届について，下記のとおり誤りがあったので，訂正をお願いします。

記

	品 名	単 位	前 年 10月1日 在庫数量	前年10月1日から 本年9月30日までの		本 年 9月30日 在庫数量	備 考
				受入数量	払出数量		
届 け 出 た 数 量							
正 し い 数 量							

訂正理由

- 1 帳簿の見誤り，見落とし
- 2 計算違い
- 3 勘違い
- 4 その他 ()

13. 麻薬小売業者間譲渡許可申請	
内 容	<p>2以上の麻薬小売業者は、以下に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、共同して、麻薬小売業者間譲渡許可を申請することができます。</p> <p>1. いずれの麻薬小売業者も、次に掲げる場合に限り、麻薬を譲り渡そうとする者であること。</p> <p>(1) 共同して申請する他の麻薬小売業者が、その在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合において、当該不足分を補足する必要があると認めるとき</p> <p>(2) 麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬であって、その譲受けの日から90日を経過したものを保管しているとき、又は麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、その一部を法第24条第11項若しくは第12項の規定に基づき譲り渡した場合において、その残部であって、その譲渡しの日から90日を経過したものを保管しているとき</p> <p>2. いずれの麻薬小売業者も、当該免許に係る麻薬業務所の所在地が県内にあること。</p>
必要書類	<p>1. 正本（麻薬小売業者間譲渡許可申請書） 1部</p> <p>※ 許可を受ける麻薬小売業者を代表する者（以下、「代表者」という。）を置く場合は、その氏名（法人にあつては、その名称）を記載してください。</p> <p>2. 副本 共同して申請する麻薬小売業者の部数 （副本は正本のコピーのことです）</p>
添付書類	<p>同一市町村の場合 : 不要</p> <p>同一市町村でない場合 : 各店舗間の距離及び移動時間がわかる書類</p>
手数料	不要
提出先	<p>申請書の一番上に記載した事業所を管轄する保健所 （鹿児島市内：県薬務課，鹿児島市外：管轄の保健所）</p>
その他の注意事項	<p>各麻薬小売業者に係る記載事項を記載する欄が不足する場合は、別紙様式1を設けて記載してください。</p>

(記載例)

別記第10号の2様式(第九条の二関係)

麻薬小売業者間譲渡許可申請書

共同して申請する他の麻薬小売業者がその在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合において、当該不足分を補足する必要があると認めるとき又は麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬であって、その譲受けの日から90日を経過したものを保管しているとき、若しくは麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、その一部を法第24条第11項若しくは第12項の規定に基づき譲り渡した場合において、その残部であって、その譲渡しの日から90日を経過したものを保管しているときに限り、麻薬を譲り渡したいので申請します。

〇〇年 〇〇月 〇〇日

譲渡人・譲渡先	①	麻薬業務所	所在地	鹿児島市〇〇
			名称	〇〇薬局
		申請者	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	鹿児島市〇〇
			氏名(法人にあつては、名称)	株式会社〇〇 代表取締役〇〇
	②	麻薬業務所	所在地	鹿児島市△△
			名称	××ファーマシー
		申請者	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	鹿屋市××
			氏名(法人にあつては、名称)	有限会社△△ 代表取締役〇〇
	③	麻薬業務所	所在地	鹿児島市□□
			名称	〇〇ーバー薬局
		申請者	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	始良市〇〇
			氏名(法人にあつては、名称)	〇〇薬局株式会社 代表取締役〇〇
代表者の氏名(法人にあつては、名称)			株式会社〇〇 代表取締役〇〇	
備考				

鹿児島県知事 殿

麻薬小売業者間譲渡許可申請書

共同して申請する他の麻薬小売業者がその在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合において、当該不足分を補足する必要があると認めるとき又は麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬であって、その譲受けの日から90日を経過したものを保管しているとき、若しくは麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、その一部を法第24条第11項若しくは第12項の規定に基づき譲り渡した場合において、その残部であって、その譲渡の日から90日を経過したものを保管しているときに限り、麻薬を譲り渡したいので申請します。

年 月 日

譲渡人・譲渡先	①	麻薬業務所	所在地		
			名 称		
		申 請 者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）		
			氏名（法人にあつては、名称）		
	②	麻薬業務所	所在地		
			名 称		
		申 請 者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）		
			氏名（法人にあつては、名称）		
	③	麻薬業務所	所在地		
			名 称		
		申 請 者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）		
			氏名（法人にあつては、名称）		
代表者の氏名（法人にあつては、名称）					
備 考					

鹿児島県知事 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 麻薬業務所欄及び申請者欄にその全てを記載することができないときは、別紙に記載すること。

(別紙様式1)

譲渡人・譲渡先	①	麻薬業務所	所在地	
			名 称	
		申請者	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
			氏名(法人にあつては、名称)	
	②	麻薬業務所	所在地	
			名 称	
		申請者	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
			氏名(法人にあつては、名称)	
	③	麻薬業務所	所在地	
			名 称	
		申請者	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
			氏名(法人にあつては、名称)	
	④	麻薬業務所	所在地	
			名 称	
		申請者	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
			氏名(法人にあつては、名称)	

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 余白には、斜線を引くこと。

麻薬小売業者数 4 の場合の作成例

麻薬小売業者業務所の距離と時間

B 薬局	距離：200m 移動手段：時間：徒歩 約 5 分		
C 薬局	距離：750m 移動手段：時間：自転車 約 8 分	距離：600m 移動手段：時間：徒歩 約 10 分	
D 薬局	距離：1,200m 移動手段：時間：自動車 約 8 分	距離：900m 移動手段：時間：自転車 約 10 分	距離：1,000m 移動手段：時間：自動車 約 10 分
	A 薬局	B 薬局	C 薬局

14. 麻薬小売業者間譲渡許可変更届	
内 容	<p>麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者に関して、譲渡許可の有効期間内において、以下の事項に該当した場合、速やかに変更届を提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 許可業者のいずれかに係る麻薬小売業者の免許が失効したとき (許可業者が麻薬小売業者の免許を有効期間満了後に継続して取得し、引き続き有効な免許を有する場合を除く) 2. 許可業者のいずれかが他の許可業者に麻薬を譲り渡さないこととしたとき 3. 許可業者の氏名(法人にあっては、その名称)、住所(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)若しくは麻薬業務所の名称、所在地に変更を生じたとき 4. 代表者を変更したとき
必要書類	<ol style="list-style-type: none"> 1. 正本(麻薬小売業者間譲渡許可変更届) 1部 2. 副本 共同して申請する麻薬小売業者の部数 (副本は正本のコピーのことです) 3. 全ての麻薬小売業者間譲渡許可書(原本)
添付書類	なし
手数料	不要
提出先	<p>変更届の一番上に記載した事業所を管轄する保健所。 ただし、代表者が届出する場合は、代表者の事業所を管轄する保健所 (鹿児島市内：県薬務課、鹿児島市外：管轄の保健所)</p>
その他の注意事項	<p>各麻薬小売業者に係る記載事項を記載する欄が不足する場合は、別紙様式5を設けて記載してください。 ※代表者が置かれている場合は、当該許可に含まれる他の麻薬小売業者全員の同意を得た上で、変更届書の同意欄にチェックすることにより、代表者のみで届け出ることができます。</p>

麻薬小売業者間譲渡許可変更届

許可年月日	年 月 日	許可番号	
変更前	麻薬業務所		所在地
			名 称
	住所	法人にあつては、主たる事務所の所在地	
	氏名	法人にあつては、名称	
変更後	麻薬業務所		所在地
			名 称
	住所	法人にあつては、主たる事務所の所在地	
	氏名	法人にあつては、名称	
変更・免許の失効の事由及びその年月日			
<input type="checkbox"/> 当該許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得ている。			
<p>上記のとおり、麻薬小売業者間譲渡許可免許の失効・変更を行ったので届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>①麻薬業務所名称</p> <p>住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p>氏名（法人にあつては、名称）</p> <p>②麻薬業務所名称</p> <p>住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p>氏名（法人にあつては、名称）</p> <p>鹿児島県知事 殿</p>			
備考			

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 届出者欄に、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた者の全てを記載することができないときは、別紙に記載すること。
- 3 代表者の変更を届け出る場合は、変更前の氏名欄に変更前の代表者を、変更後の氏名欄に変更後の代表者を、変更・免許の失効の事由及びその年月日欄に代表者を変更する旨を記載すること。
- 4 代表者のみが届出を行う場合は、当該届出の内容について、当該許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得た上で、必要事項を記載すること。また、同意を得ている場合は、同意欄にチェックを入れること。

(別紙様式5)

麻薬業務所名称

住所（法人にあつては，主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては，名称）

(注意)

- 1 用紙の大きさは，A4とすること。

15. 麻薬小売業者間譲渡許可申請者追加届

<p>内 容</p>	<p>麻薬小売業者間譲渡許可有効期間内に当該許可業者以外の麻薬小売業者を加える必要があるときは、追加届を提出してください。</p> <p>なお、追加する麻薬小売業者については、下記の要件を満たす必要があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 次に掲げる場合に限り、麻薬を譲り渡そうとする者であること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 共同して申請する他の麻薬小売業者が、その在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合において、当該不足分を補足する必要があると認めるとき (2) 麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬であって、その譲受けの日から90日を経過したものを保管しているとき、又は麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、その一部を法第24条第11項若しくは第12項の規定に基づき譲り渡した場合において、その残部であって、その譲渡しの日から90日を経過したものを保管しているとき 2. 当該免許に係る麻薬業務所の所在地が県内にあること。
<p>必要書類</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 正本（麻薬小売業者間譲渡許可追加届） 1部 2. 副本 追加する麻薬小売業者と許可業者の合計数 （副本は正本のコピーのことです） 3. 全ての麻薬小売業者間譲渡許可書（原本）
<p>添付書類</p>	<p>なし</p>
<p>手数料</p>	<p>不要</p>
<p>提出先</p>	<p>追加届の一番上に記載した事業所を管轄する保健所。 ただし、代表者が申請する場合は、代表者の事業所を管轄する保健所 （鹿児島市内：県薬務課，鹿児島市外：管轄の保健所）</p>
<p>その他の 注意事項</p>	<p>各麻薬小売業者に係る記載事項を記載する欄が不足する場合は、別紙様式5を設けて記載してください。</p> <p>※代表者が置かれている場合は、当該許可に含まれる他の麻薬小売業者全員の同意を得た上で、変更届書の同意欄にチェックすることにより、追加する麻薬小売業者と代表者のみで届け出ることができます。</p>

麻薬小売業者間譲渡許可申請者追加届

許可年月日	年 月 日	許可番号	
追加する麻薬小売業者	麻薬業務所		所在地
			名称
	住所	法人にあつては、主たる事務所の所在地	
	氏名	法人にあつては、名称	
<input type="checkbox"/> 代表者及び追加する麻薬小売業者のみが届出を行う場合であり、当該許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得ている。			
<p>上記のとおり、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者に他の麻薬小売業者を加える必要があるため届け出ます。共同して申請する他の麻薬小売業者がその在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合において、当該不足分を補足する必要があると認めるとき又は麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬であつて、その譲受けの日から90日を経過したものを保管しているとき、若しくは麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、その一部を法第24条第11項若しくは第12項の規定に基づき譲り渡した場合において、その残部であつて、その譲渡の日から90日を経過したものを保管しているときに限り、麻薬を譲り渡したいので届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>①麻薬業務所名称</p> <p>住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p>氏名（法人にあつては、名称）</p> <p>②麻薬業務所名称</p> <p>住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p>氏名（法人にあつては、名称）</p> <p>③麻薬業務所名称</p> <p>住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p>氏名（法人にあつては、名称）</p> <p>鹿児島県知事 殿</p>			
備考			

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 届出者欄に、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた者の全てを記載することができないときは、別紙に記載すること。
- 3 追加する麻薬小売業者については、追加する麻薬小売業者の欄を記入した上で、届出者欄についても必要事項を記入すること。
- 4 代表者及び追加する麻薬小売業者のみが届出を行う場合は、当該届出の内容について、当該許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得た上で、必要事項を記入すること。また、同意を得ている場合は、同意欄にチェックを入れること。

16. 麻薬小売業者間譲渡許可書再交付申請	
内 容	麻薬小売業者間譲渡許可書を亡失したり、き損した場合は、再交付を申請してください。
その他の 注意事項	免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したときは、15日以内にその免許証を返納してください。 (17. 麻薬小売業者間譲渡許可書返納届 参照)
添付文書	き損した場合は、免許証
手 数 料	不要

(別紙様式6)

麻薬小売業者間譲渡許可書再交付申請書

許可番号	第 号	許可年月日	年 月 日	
麻薬業務所	免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
	所在地			
	名称			
再交付の事由 及びその年月日				
上記のとおり、麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付を申請します。 年 月 日 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称） 鹿児島県知事 殿				

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 麻薬小売業者間譲渡許可書を毀損した場合には、当該許可書を添付すること。

17. 麻薬小売業者間譲渡許可書返納届	
内 容	<p>許可業者は、以下に掲げる事由に該当することとなったときは、許可書を速やかに鹿児島県知事に返還しなければなりません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 全ての麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者が他の当該許可を受けた麻薬小売業者に麻薬を譲り渡さないこととしたとき。 (1を除く業者が全て麻薬小売業者免許を失った場合を含む。) 2. 全ての許可を受けた麻薬小売業者の免許が効力を失ったとき。 3. 許可書の再交付を受けた後において亡失した許可書を発見したとき。(なお、この場合においては、発見した許可書を返納すること)
添付書類	全ての麻薬小売業者間譲渡許可書
手 数 料	不要
提 出 先	<ol style="list-style-type: none"> 1. 2. の場合：返納届の一番上に記載した事業所を管轄する保健所 3. の場合：当該事業所を管轄する保健所 (鹿児島市内：県薬務課，鹿児島市外：管轄の保健所)
その他の 注意事項	<p>各麻薬小売業者に係る記載事項を記載する欄が不足する場合は、別紙様式5を設けて記載してください。</p> <p>有効期間の満了等により、効力を失った麻薬小売業者間譲渡許可書は返納する必要はありません。許可を受けた日から5年間保存してください。</p>

(別紙様式 7)

麻薬小売業者間譲渡許可書返納届

許可番号	第 号	許可年月日	年 月 日
返納の事由			
上記のとおり、麻薬小売業者間譲渡許可書を返納します。			
年 月 日			
麻薬業務所名称			
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）			
氏名（法人にあつては、名称）			
麻薬業務所名称			
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）			
氏名（法人にあつては、名称）			
鹿児島県知事 殿			

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 届出者欄にそのすべてを記載することができないときは、別紙に記載すること。